

平成30年田原本町議会第1回定例会

平成30年3月7日

(第2日)

田 原 本 町 議 会

平成30年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成30年3月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 梶木 裕文 君	2番 山田 英二 君
3番 寺田 元昭 君	4番 村上 清司 君
5番 牟田 和正 君	6番 森井 基容 君
7番 安田 喜代一 君	8番 古立 憲昭 君
9番 西川 六男 君	10番 竹邑 利文 君
11番 吉田 容工 君	12番 植田 昌孝 君
13番 松本 美也子 君	14番 小走 善秀 君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本 定嗣 君 局長補佐 森 惠啓 仁 君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町 長 森 章 浩 君	町長公室長 植田 知孝 君
総務部長 持田 尚 顕 君	住民福祉部長 中屋敷 晃 弘 君
産業建設部長 森 博 康 君	上下水道部長 谷口 定幸 君
総務課長 森 里 義 則 君	監査委員 米田 隆 史 君

教 育 長	植 島 幹 雄 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者	三 浦 明 君	選 挙 管 理 委 員 会	北 田 喜 史 君
農 業 委 員 会		事 務 局 長	
事 務 局 長	中 井 良 司 君		

平成30年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月7日（水曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 9番 西川六男 議員

1. 高齢者など弱い立場の方に優しい町づくりを！

・「ももたろう号」の改善を！

=費用対効果を図り、利用者の要望にどの様に応えるのか=

(1) デマンド型乗合タクシー方式を継続する場合

①停留所の増設を！

②運行日、予約時間、運行時間帯などの改善を！

③運行者の接客マナーを高める取組を！

(2) この事業の見直しをする場合

①通常タクシー運賃の一部を補助する制度は？

②コミュニティバス方式の導入は？

2. 田原本町の教育を充実するために

教職員の長時間勤務の解消に田原本町はどのように具体的に取組むのか？

3. 副町長の長期の不在について

副町長人事の議会への提案は？

4. 愛和会事件について

(1) 石本・前副町長の奈良地裁の判決を受けて、町長としてどのように対応するのか？

(2) 監査委員の指摘等についての対応は？

2. 11番 吉田容工 議員

1. やまと広域環境衛生事務組合について

- (1) ごみの量は減っていますか？御所から帰ってきたのが16時30分以降になった日は何日ありましたか？
- (2) 発電の目的は何ですか？設備投資額はいくらですか？売電額の実績はいくらですか？
- (3) 売電で得られた資金は施設運営費に充当されますか？
- (4) 「約束しているとおりのお金」とは、何に使うお金ですか？金額はいくらですか？
- (5) 混雑対策にどんな対策がとられたのか？待機所取得の経緯は？

2. 自主防災組織補助金について

領収書や請求書は必要ですか？

3. 国保税について

- (1) 県から示された保険料率はいくらか？
- (2) 平成29年度決算見込みはどうですか？黒字の場合、何故値上げするのか？
- (3) 累積黒字を使って積極的な健康増進策を打ち出しますか？

3. 4番 村上清司 議員

1. 洪水対策について

本町の総合治水対策の状況について

2. 田原本町の観光振興について

- (1) 道の駅と遺跡公園の観光への活用方針について
- (2) 民泊の取り組みについて

4. 8番 古立憲昭 議員

1. SNSの活用について

- (1) ネット活用専門の担当部署の設置は。
- (2) いじめ対策アプリの活用は。
- (3) 子育てアプリの活用は。

2. がん対策の取り組みについて

がん検診受診率向上の現状と対策は。

3. 平成29年度一般会計補正予算について

補正予算の活用は。

5. 2番 山田英二 議員

防災関連について

(1) 防災課の取り組みについて

(2) 予備動員の状況について

(3) ライフライン施設の防災体制の現状について

6. 1番 梶木裕文 議員

1. 子育ての願いをかなえるまちづくりについて

地域における子育て支援の充実について

2. 清掃工場跡地について

(1) 跡地利用について検討している内容を町民の皆様がどれぐらい知っておられるのか？

(2) 解体後の地質調査について

7. 13番 松本美也子 議員

子ども・子育て支援のために

(1) 子ども医療費の窓口負担軽減についての取り組みについて

(2) 不登校の児童生徒の支援の取り組みについて

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（植田昌孝君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問の回数について、会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。9番、西川議員。

（9番 西川六男君 登壇）

○9番（西川六男君） おはようございます。

議長の許可をいただきまして、町民の皆様を代表して質問したいと思います。

平成22年9月にデマンド型乗合タクシー、ももたろう号が実証運行を開始してから7年余りが経過し、登録者や利用者が増える中で費用対効果も図り、町民の要望にどのように応えるのか。実施方法や事業の継続も含め、見直しの時期であると私は考えております。

超高齢社会で歩行の困難を訴える高齢者等は増える中で、停留所を増やしてほしい、自宅近くまで来てほしい、停留所から目的地まで遠いなどの要望が多くあります。これは利用するときの目印となる停留所を増設することで解決できると私は考えます。自治会の大きさや設置数等の制限をせずに、住民の要望に基づく自治会からの要請があれば、事業の趣旨から積極的に停留所を増設することを提案したいと思います。

通院や買い物のために土曜日、日曜日にも利用したい。もう少し早い時間から運行してほしい。利用したいがなかなか予約がとれないなどの意見も多くあります。地域内フィーダー系統確保維持計画の立案のためのアンケートの結果を町は次のように分析をされております。

現行のまま運行を続けるべきという回答は2割を切っており、より利用しやすく

改善して運行を続けるべきであるという回答が6割以上を占めている。改善すべき点として、運行日が最も高く、次いで予約時間と運行時間帯となっている。その利便性を向上させるために必要だと考えておられる運行日、予約時間、運行時間帯をそれぞれどのように改善されるのか、説明をいただきたいと思います。

ももたろう号の運転手の接客態度につきましては、利用者からおおむね好評であり、この事業の趣旨及び町の事業であることを認識し、さらに接客マナーを高めることが求められます。

今後、運行者の接客マナーを高めるためにどのように取り組まれるのか。

アンケートで運行してほしい制度等について、通常タクシー運賃内の一定額を補助する制度と回答された方が最も多く、次いで決まったルートを運行と回答された方が多かったとの結果が出ております。そして現在のももたろう号において、運行日や運行時間の拡充を検討する必要があるが、難しい場合、通常タクシー運賃の一部を補助する制度を検討する必要があるとアンケートを分析されております。この方法によれば、運行日時や予約の問題等も解消され则认为られます。

そこでお聞きをいたします。

通常タクシー運賃の一部を補助する制度を検討され、今回提案されておりますけれども、初乗り運賃相当額を助成する事業を平成30年7月開始の目標のようでありましてけれども、その検討の内容を報告いただきたいと思います。

決まったルートを運行する方法の一つとして、コミュニティバス方式の導入について質問いたします。

隣接する天理市、桜井市、橿原市、川西町、広陵町など、県下の多くの市町村がコミバスを運行しています。今後、田原本町は天理市を中心として三宅町、川西町、山添村と協力してまちづくりを進めてまいります。もし田原本町がコミバス方式を導入し、隣接市町で相互乗り入れなどを行えば、例えば天理のイオンあるいは天理よろず相談所病院、高井病院などへ行くときも利用可能となります。

高齢者が増え、核家族が進むなど、社会の変化に対応した生活交通確保維持改善のために決まったルートを運行する方法として、コミバス方式の導入またはタクシー方式とコミバス方式の併設も考えられます。コミバス方式の導入について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、教職員の長時間勤務の解消に田原本町はどのように具体的に取り組むのか、お聞きをしたいと思います。

長時間勤務が問題化しております教職員の働き方につきましては、全国の多くの教育委員会が改善のため、積極的に取り組んでおられます。

岐阜市の教育委員会では、ことしの夏休みから市立の全小・中学校と特別支援学校、計69校で補習や部活動の指導を原則として行わず、日直も行わない学校閉庁日を16日間連続で設け、教職員の長時間労働を是正したいとしています。

横浜市の教育委員会は、これまで夏休み中に連続14日の学校閉庁日を設けるように小・中学校などに促しており、17年度には93%で実現したことを公表しています。また、中学校の部活動については、今年から週2日以上の子休日を設定し、これまでの部活ノーデーの設定をさらに推進し、さらに新年度から教員以外の部活動指導員の導入を進めるとしています。

高松市教育委員会は、今年度4月から市立の全小・中学校にICカードで教職員の出勤時間を記録し、勤務時間を管理するシステムを導入して、教職員の健康管理や業務の効率化をする方針を決めておられます。

教員の働き方改革に向けた緊急対策の主な取り組みとして、中央教育審議会が林文部科学大臣に提出したそのまとめでは、夏休みなどに学校閉庁日を設けること、部活動指導員など、外部人材を積極的に活用すること、教育委員会が学校に作成を求める計画などを整理・合理化すること、タイムカードなどで勤務時間を把握すること、そしてこれまで学校と教職員が担ってきた中の14の業務を整理し、学校以外が担う業務として登下校に関する対応、放課後から夜間の見回りや児童・生徒が補導されたときの対応、給食費などの学校徴収金の徴収管理、地域ボランティアとの連絡調整、これは学校以外が担うべき業務と指摘をしておられます。

そして、これらの4業務は、地域住民や自治体、保護者が担うべき業務と位置づけ、国、教育委員会は業務の削減や勤務環境の整備を進め、労働基準法が定める時間外労働の上限、月45時間を守ることを自覚すべきだと強調しておられます。

町の教育委員会にお聞きいたしますと、町内の小・中学校では、本年度4月から12月の9カ月の間で超過勤務が一月当たり100時間を超えるまたは二月平均して一月当たり80時間を超える教職員が合計210人もおられるようであります。

月平均で23人を超える方が100時間を超える超過勤務をしておられることになります。

そこで質問いたします。

田原本町としてこの教職員の長時間勤務の解消について、緊急対策や学校以外が担うべき業務の解消に具体的にどのように取り組むのか、お聞きをしたいと思えます。

また、そのことを実現するために来年度予算に計上したのかお聞きをします。

副町長の長期の不在について質問いたします。

昨年3月議会では阪東議員から、同じく6月議会では竹邑議員から副町長の人事について質問がありました。私も12月議会で早急に副町長人事に取り組むべきであると指摘しましたが、選任中であるとの答弁でありました。職員に倫理規定等を定めて法律を守れと指示されている田原本町長が地方自治法の趣旨に反して、田原本町条例に違反する1年以上も副町長不在の違法・脱法行為と考えられる行為をいつまで続けていかれるおつもりなのかと指摘いたしましたが、本定例会の開会日に町長から副町長の不在について、現在調整しており、本会期中に追加提案させていただき準備をしているとの報告をされております。そこに至った経緯について、報告をお願いしたいと思います。

愛和会の事件について質問いたします。

石本前副町長の奈良地裁の判決を受けて、今後、町長としてどのように対応するのか、お聞きしたいと思います。

今から1年前の平成29年3月15日に石本前副町長が保育所運営費補助金交付要綱等を改正して、愛和会に対する補助金を増額させた見返りに、森 和俊元理事長から借金の債務免除を受けた収賄容疑で起訴され、3月31日には、平成25年度の宮古保育園増改築にかかわって町独自に約1億円の補助金を交付する見返りに、軽自動車を破格の廉価で譲り受けた収賄容疑で追起訴された判決が奈良地方裁判所でありました。

判決では、愛和会に対する補助金の増額の見返りとして、森 和俊元理事長から55万6,000円の軽自動車を2万円で譲り受けたほか、副町長室で借金120万円のうち72万円の現金の入った封筒を森 和俊元理事長に手渡したときに、

28万円を抜いて返され、42万円の債務免除を受けたと断じています。

この軽自動車の譲渡や債務免除について収賄罪は成立しないと石本被告側は主張されました。しかし、裁判所は、石本前副町長の職務権限に基づく行為で、補助金を増額するなど、愛和会に有利かつ便利な取り計らいをしたことに対する謝礼と、今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨でなされたと見るほかないと、町の教育行政の推進を口実として、石本前副町長がみずからの職務権限を利用し、補助金を増額する見返りとして賄賂を収受した悪質な収賄事件と断じ、有罪の判決を出されました。

石本前副町長は控訴されましたけれども、石本前副町長が各種の補助金を増額した悪質な汚職事件により、不当に失われた町民の財産は、今後、有罪が確定したときには田原本町長として判決内容を精査していただき、愛和会に返還を求めるべきだと考えますが、どのようにお考えになるのか、町民の皆さんに説明をいただきたいと思います。

地方自治法に基づきまして、監査委員、井上喜一氏、竹邑利文氏による定期監査結果を平成29年7月に公表され、その中で次のように指摘されております。町が平成9年度より社会福祉法人愛和会に委託して宮古保育園で実施してきた地域子育て支援拠点事業の平成27年度事業の委託料精算報告の中に、偽造された領収書が含まれていることが明らかになった。

また、同じく実績報告で職員配置が適正に行われていないことも明らかになった。しかし、平成26年度以前の実質経費及び職員配置等の実績の精査はまだ行われていないとの指摘がありました。

この指摘に対しまして12月議会で質問したところ、拠点事業について人員関係の書類は返却され精査をしている。そして拠点事業について27年度で1名分について専任が認められないなどが明らかになり、返却のほうも求めているとの答弁がありました。このことについて3点質問いたします。

1名分について専任が認められないなどというのはほかにもあるということなのか、説明を求めます。

1名分について専任が認められないなどと判断された理由、根拠をご説明いただきたいと思います。

1名分、幾らの委託料の返金を求めているのか、報告をお願いいたします。

平成26年度以前の支出経費及び職員配置等の実績の精査は、26、25というふうに年度ごとに確認をしているとの説明でありましたけれども、その確認の結果の報告を求めます。

また、一時預かり事業、病児・病後児保育事業のこれらの委託事業にかかわる支出経費及び職員配置等の精査の報告をしていただきたいと思います。

さらに、保育所運営費補助金の2歳未満児保育事業及び特別支援保育事業にかかわる支出経費及び職員配置等について年度ごとに確認しているとの説明でしたけれども、その確認の結果について報告を求めます。

法人に対する必要な措置は、年度内に監査委員に報告を行った上、実施するとの答弁でありましたけれども、本年度3月までに愛和会に対してどのような措置を実施されるのかあるいは実施されたのか、報告を求めます。

法人に対する監査の指導について、今月（12月）に県の特別監査と連携して実施するとの答弁でありましたけれども、県の特別監査の結果はどのようなものであったのか。また、田原本町として愛和会に12月にどのように指導したのか、報告をいただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

なお、再質問は自席で行います。

○議長（植田昌孝君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 9番、西川議員の第3番目、「副町長の長期の不在について」のご質問にお答えします。

副町長につきましては、選任しないまま放置しているわけではありませんので、地方自治法上、違法・脱法に当たるものではありません。選任でき次第、提案をさせていただきたいと考えております。

次に、第4番目、「愛和会事件について」のご質問にお答えいたします。

先月1日、奈良地方裁判所葛城支部におきまして、石本前副町長の判決が言い渡され、その中で、被告人が本件の職務に関して違法な行為を行ったとまでは言えずとありましたが、現在、補助事業費について事業報告と証拠資料をもとに精査を行

っておりますので、不適正な支出が判明した場合は、愛和会に対して再度事業報告を求める対応を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 引き続き、第4番目、「愛和会事件について」のご質問にお答えいたします。

監査委員の指摘等につきましては、宮古保育園の平成27年度地域子育て支援拠点事業委託料において返還となった理由は、1名分について専任が認められなかったことと不適正な領収書が提出されていたことです。

専任が認められない理由としては、田原本町地域子育て支援拠点事業実施要綱の中で、専任の者を2名以上配置することと規定していますが、対象経費に計上された職員のうち1名が兼任の状態であると判断したものであり、返還となったのは人件費分約254万円です。

また、地域子育て支援拠点事業委託料の平成24年度分から26年度分につきましては、今月中に調査を終え、事業報告の再提出を求めるための準備を行っているところでございます。

一時預かり事業委託料、病児・病後児保育事業委託料、2歳未満児保育事業委託料、特別支援保育事業委託料につきましても同様でございます。

また、必要な措置については、委託料の精査の結果を監査委員に報告し、法人に対して事業報告の再提出を求めてまいりたいと考えております。

昨年12月に県の指導監査が実施されましたが、まだ特別監査が完了していないことから、結果につきましては、町として注視してまいりたいと考えております。

また、町の監査につきましては、保護者から費用を実費で徴収する際には、町への事前協議を徹底するよう各保育園に対し、指導したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 続きまして、第2番目、「田原本町の教育を充実するため

に」のご質問にお答えいたします。

教職員の長時間勤務の解消については、議員お述べのとおり、中央教育審議会は直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとの認識のもと、昨年12月に学校における働き方改革に関する総合的な方策を中間まとめとして取りまとめました。これを受けて文部科学省は、緊急対策として本省が中心的に実施していく内容を発表し、主に業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し等について、具体的な手だてと予算案を示しています。

このことについて本町では、児童・生徒の多様な課題に対応できるよう、県費で賄えない場合は町費による人的配置を行っています。小学校にはいじめや不登校、また特別な配慮を要する児童への支援等のために各校2名ずつ支援員を配置しています。また、学校の実態に応じて音楽等専科を担当する非常勤講師も適宜配置しています。

中学校でも同様に支援員を配置するとともに、教員の不足により無免許の教科を担当することのないよう、教科担当非常勤講師を町費で適宜配置しています。このような措置により、児童・生徒の健全育成及び教員の負担軽減を図っております。

次に、本町では、教職員の健康管理と円滑な学校運営を図るため、平成27年4月に策定した田原本町立学校教職員に対する面接指導実施要綱に基づき、教職員の在校時間調査を実施しています。この調査から、特に中学校における長時間勤務の実態を把握しており、これは主に部活動の指導が原因の一つであると捉えております。このため部活動については、来年度も部活動指導員の配置に係る予算を増額して計上しております。

次に、学校が作成する計画等・組織運営に関する見直しについて、本町としても学校単位で作成される計画などは、業務の効率化の観点や計画の機能性を高めるカリキュラムマネジメントの充実を図る観点から、統合して作成することも推進するよう学校に指導してまいります。

また、学校に設置されているさまざまな委員会等については、類似の内容を扱う委員会等について合同設置や構成員の統一など、業務の効率化に向けた運用を行うよう指導してまいります。

さらに、本町から学校に作成を求めている計画等についても、網羅的に把握した

上でスクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、その必要性を含め整理・合理化をしていくとともに、本町において計画等のひな形を提示する際には、過度に複雑なものとならず、P D C Aサイクルの中で活用されやすいものになるよう、業務の見直しに努めてまいります。

今後、部活動指導員の配置も含め、国や県の動向を注視しながら、教職員の勤務時間の改善に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 9番、西川議員の第1番目、「高齢者など弱い立場の方に優しいまちづくりを」の「ももたろう号の改善を」、費用対効果を図り、利用者の要望にどのように応えるのかのご質問にお答えをいたします。

本町のあいのりタクシーももたろう号は、高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出支援を目的に、平成22年9月に実証運行が開始され、実証運行終了後も引き続き今日まで運行を続けてきたところでございます。

これまでも議員からご提案をいただいておりますコミュニティバスにつきましては、当初、新たなサービスを導入するに当たっては、本町の道路幅員が狭いという地域的な特徴やサイズの大きい車両では運行が広幅員道路に限られ、停留所までの距離が長くなり、高齢者が利用しづらいといった住民ニーズを踏まえた上でデマンドタクシーが導入されたもので、高齢者等の外出支援に一定の役割を果たしてきたものと考えており、現在もコミュニティバスの運行は考えておりません。

しかしながら、ももたろう号を真に移動支援が必要な方へのサービスとして拡充していくためには、その実施方法も含めて見直す必要があったことから、これまでの運行実績から見える課題やアンケート調査による利用者ニーズも踏まえ、見直しを重ねてきたところでございます。

アンケート調査につきましては、満足度や改善点等を見直しの参考とするため、昨年度1年間にももたろう号を利用された方300名と、利用登録はしているが全く利用されなかった方700名、合わせて1,000名の方を対象に実施したもので、436名、約44%の回答を得たものでございます。

アンケートで改善点として挙げられたものは、予約時間、運行日、運行時間帯への要望等が上位を占め、これまでも要望の多かった内容と同様の改善ニーズが確認されたところでございます。これらの要望については、運行事業者とも検討を重ね、可能な範囲でサービス拡充に努めてきましたが、安全上の問題や、そもそもももたろう号は既存の公共交通機関を補完することを目的に、高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出支援が趣旨でございますので、安い料金で停留所と停留所を乗り合いで運行することで一般タクシーとのすみ分けを行っている前提があり、大きなサービス拡充につなげられていなかったところでございます。

また、10月に実施いたしました町内の各幼稚園・保育園の保護者、タウンミーティングの参加者などを対象としたアンケートでは、運行してほしい移動手段として、現行のももたろう号の形態よりも通常タクシー運賃の一定額助成、決まった時間に決まったルートの運行を希望する回答が多い結果となっており、12月のタウンミーティングにおいても、ももたろう号より便利な移動手段を求める意見が出ていたところでございます。

一方、運行実績では、登録者数、利用者数がともに伸びておりましたももたろう号ですが、利用者のうち約84%が70歳代以上、約90%が60歳代以上となっており、ももたろう号を必要されている方はほぼ高齢者となっております。

また、平成28年度の利用者数5,731人に対し、実利用者数が365人で、登録者数2,004人のうち実際に利用されているのは18.2%の方に偏っている状況でございます。

さらに、実利用者のうち約80%の方が年間20回以内の利用となっておりますことから、結果的には約20%の利用者の方により利用者数が伸びているという状況となっております。

このような状況を踏まえて検討いたしました結果、議案資料でご承知のように、今定例会に提案させていただいております新年度予算で必要な予算を計上しておりますが、移動支援が必要な方々に対し、通常タクシー運賃について初乗り運賃相当額を助成する新たな事業に移行したいと考えており、過日の地域公共交通活性化協議会でも移行についてご提案をし、ご理解をいただいたところでございます。

今後、高齢者や障害をお持ちの方、妊娠中の方、子育て中の方など、移動支援が

必要な方々へのタクシー運賃の一部助成に移行することで、支援が必要な対象者にとっての利便性が向上し、これまでももたろう号の利用が一部の方々に偏っていたという課題についても、改善につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 9番、西川議員。

○9番（西川六男君） 答弁いただきましたけれども、答弁の中身につきまして、若干、私との捉え方の違いがあるようでありますけれども、今後、愛和会の事件等につきまして、町民の皆さんに議員として説明できるように、裁判の方向性あるいは監査委員の指摘による町の監査の結果なども注視しながら、町の姿勢につきまして、今後も引き続き質問をしてまいりたいと思っております。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

まず、教育委員会に2点お聞きをいたします。

12月の議会で、来年度から部活動指導員の配置にかかわる経費の一部を国が補助する部活動指導員配置促進事業を予定しており、町も申請するとの答弁でありました。

文科省は、部活動指導員を学校職員と位置づけて、本年度予算に新たに4,500人を配置することを盛り込んでおられます。うまく申請が受け付けられれば結構ですが、申請が認められない場合には、町の予算で配置すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、文科省は2月13日に学校の働き方改革の徹底を求める通知を全国の教育委員会に出して、時間外勤務を減らすための業務改善計画の策定などを求めました。そしてまた、給食費などの学校徴収金の徴収管理は自治体が担ったりするよう求めています。

私は、11年前の平成19年3月議会で、学校給食費の経費が私費のお金として学校任せになっていることから、ほかの多くの市町村でも実施されているように学校給食会などの組織をつくって、町の会計で取り扱うべきであると提案をいたしました。

中学校給食を実施するこの機会に教職員の働き方改革、教職員の長時間労働の解消に積極的に取り組むためにも、この私の提案について、人件費などの予算措置も

含めて検討をお願いしたいと思います。そのことについて教育委員会のお考えを求めます。

次に、ももたろう号について質問いたします。

この提案されておりますももたろう号を拡充する政策として、一般タクシー初乗り運賃相当額助成事業に移行することについて、4点質問いたします。

1点目、移行するという事は、ももたろう号を廃止ということなのか。

2つ目、当然、田原本町地域公共交通活性化協議会で論議されたことであると思いますが、論議されたのかどうかお聞きいたします。

3つ目、この移行事業の具体的な実施の内容、それから予算額、多分、私は個人的には予算が膨らむのではないかなと思うわけですが、例えば利用見込み数、それから業者などの範囲などについてどのように具体的に考えておられるのか、ご説明をいただきたいと思います。

4つ目に、拡充策としての移行事業として、この一般タクシー、初乗り運賃相当額助成事業への移行を選択されたわけですが、その理由として、当然デマンドタクシー方式、コミバス方式あるいはこれを民営化するなどのいろいろな方法があると思いますが、それぞれの方法について事業内容、費用対効果あるいはほかの市町村での実施状況、それぞれのメリット・デメリットなどを比較検討された結果、今回の提案になっていると思います。その比較検討された内容について報告を求めます。

以上。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 西川議員の第2番目、国庫補助事業の部活動外部指導員派遣事業が不採択となった場合、町単独でも事業を実施するのかのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、実は国庫補助事業の部活動外部指導員については、議員お述べのとおり職員として扱うということですので、基本的にいわゆる現場の顧問の補助ということではなくて、具体的に申しますと、部活動の対外試合等にも単独で指導に行けるという扱いでございます。

したがいまして、先生方にとりましては非常にありがたい存在なのですけれども、そうなりますとやはり指導していただく方々の研修であるとかあるいは財政の面も

いろいろ課題もありますので、もし不採択になった場合は、現在のところは町単独での措置は予定はしておりません。

ただ部活動顧問の先生方の現状につきましては、私も十分認識しておくつもりでございます。とりわけよく聞くのは、自分は専門的な指導ができないのにとにかく顧問にはめられてしまうと、それが非常にストレスになっているということで、今現在、県のほうから県費でそういった外部の指導に当たっていただく方を田原本中学でテニス部、それから北中で剣道部、1名ずつなんですけれども、外部指導員として採用といいますか、措置させていただいております。

あと、町費におきましても、いわゆる顧問の先生を助けるという意味で、それぞれ専門の指導ができる方々を町費で活用させていただいております。これにつきましては、今年度、今までの謝礼に当たる部分なんですけれども、その予算を増額して計上させていただいております。

ただ国がやっておる事業のいわゆる先生のかわりになる指導員というのは、今後の動向も考えますと必要になってくるかと思っておりますので、国の動向あるいは県の動向も注視しながら研究してまいりたいと、そのように考えております。

それから、教職員の負担となっている給食費等の徴収業務を教育委員会事務局で行わないのかという質問につきましては、学校給食費の会計処理については公会計、私会計のいずれで行うかは、設置者である各地方自治体の裁量に委ねられております。

一方で、中央教育審議会の中間まとめでは、学校給食費等の学校徴収金の徴収管理については、地方公共団体の一般会計に組み入れる公会計方式にした上で、地方公共団体の職員の業務とすることで学校の負担軽減を図るべきであると指摘しております。

しかしながら、公会計化を進めるに当たっては、地方自治体が学校給食費を徴収するための新たな会計ルール構築、徴収や管理のシステム整備に伴う予算措置、人員配置など、さまざまな課題もございます。

中間まとめを受けた緊急対策によりますと、文部科学省では、今後、学校給食費の公会計化に向けたガイドラインを作成し、各地方自治体に公会計化をするよう促すとしております。

それから、実は県のほうでも、まず県立学校におきましてタイムカードの導入あるいは公会計化、そういったものも含めて新たに研究するという会議が発足しております。それが軌道に乗りますと、当然、町のほうでもそういったシステムを採用するという方向にはなろうかと思いますが、この辺につきましても、県の動きを注視して、今後、公会計化における課題解決あるいは会計処理に対する適切な判断に資するよう、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、今回、タクシー助成に移行するという事で、ももたろう号のほうはまず廃止をさせていただくと、移行するという事でございます。

それから、2点目の地域公共交通活性化協議会のほうで論議されたのかということでございますが、まず、秋にアンケート調査を行いました結果をもって、地域公共交通活性化協議会の方へご報告をさせていただく中で、今後、そういう方向で検討を進めていくために、協議会の方からご意見がございましたらということでご意見を求めさせていただいております。

それから、その結果、今回、タクシー助成に移行することに当たりましては、もちろんももたろう号の廃止ということになりますので、地域公共交通活性化協議会のほうで諮らせていただいて、先ほど答弁でも申し上げましたようにご了解をいただいたということでございます。

3つ目の予算の関係でございますが、利用者の見込みといたしましては、初めての取り組みでございますので、どれだけの利用があるか、なかなか想定がつきにくいところではございます。初乗り運賃は中型で680円でございますので、今回、予算といたしましては、年間の利用見込みを4万4,100回として、約2,900万程度かかるであろうと考えておりますが、30年度は7月からの実施ということで9カ月間となりますので、1カ月当たり約3,700回、9カ月で約3万3,000回の利用を見込みまして、予算を2,250万円の計上をさせていただいております。

それから、業者につきましては、町内に事業所を有する業者さんと考えておりま

す。

4点目の比較検討でございますが、まず、今回タクシー助成に移行させていただいた理由と申しますのが、まず先ほど申し上げましたように、ももたろう号の実績から見える課題、それから利用者等にとらせていただきましたアンケート結果から見えるニーズ、それからいろいろとご意見もいただいている中で、通常タクシーとデマンドタクシーとのすみ分けの前提がある中で、通行上の安全性の確保もしなければならぬということで、一般タクシーの利用が最も適している判断したものでございます。

費用対効果でございますが、調べましたところ、ももたろう号で1人当たり1,490円の費用がかかっております。今回導入させていただきますタクシー運賃の助成につきましては、初乗りということで1人当たり680円ということになります。

参考といたしまして、広陵町の元気号、これは年間4万153人の利用があるということでございますが、1人当たりで計算いたしますと約1,405円かかっているということで、コミバスにつきましては、地域特性等から田原本町では選択肢から除外しておりましたが、一応参考に申し上げます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 西川議員。

○9番（西川六男君） 教育委員会のほう、よろしくお取り組みをお願いしたいと思います。時間が限られておりますので、先ほどももたろう号にかかわって答弁をいただきましたが、このことについてお聞きをしたいと思います。

先ほどももたろう号を廃止して新しい制度に移行するという話ですけれども、そしてそれは協議会で了解を得ているというお話でございました。平成29年8月に開催されました直近の第16回の協議会で審議された内容があります。国土交通大臣に提出された平成30年度どういう事業を実施するかという生活交通確保維持改善計画では次のように記述されています。

田原本町では、デマンド型乗合タクシー、ももたろう号事業を実施しており、これまでに一定の利用者数と町民の理解が得られている。そこで田原本町では、相乗りタクシーの必要性が今後ともより一層高まることから、今後の改善事業として取

り組んでいく考えであると国土交通大臣に30年度の計画を提案し、国からの補助金を申請しております。

今回提案されている問題につきまして、国土交通大臣への申請との整合性はどうか、お聞きをしたいと思っております。

もう一つ、4カ月後の本年7月を開始目標にしておいでになりますが、利用者、登録者、町民への周知をどのようにされるのか、お聞きしたいと思っております。

以上。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 地域公共交通活性化協議会でございますが、国土交通大臣に提出します補助金の申請に関する計画につきましては、ももたろう号を継続するかしないかわからない状態で議案としてお出しさせていただいておりますので、その同じ協議会の中でアンケート結果をもとに、今後サービス拡充をしていく中でどのような意見があるかいただいたということをお先ほど申し上げた答弁でございます。

おっしゃるようにフィーダー系の補助金の実施計画についても、議案としてはお出しさせていただいておりましたが、今回、タクシー助成に移行するというので、その計画は今、廃止するというのでなくなるということでございます。

それから周知でございますが、住民の皆様への周知につきましては、3カ月間、今回、現状の運行をお願いしております事業者さんと3カ月間延長の契約をさせていただきたいということで、これも地域公共交通活性化協議会のほうでご了解をいただいております。その延長期間の間にももたろう号から新制度へ移行すること、それから新たにできた登録要件などについてご理解を求めるとともに、現在、ももたろう号に登録されている方々をはじめ、手続についても周知をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、9番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、吉田議員。

（11番 吉田容工君 登壇）

○11番（吉田容工君） それでは、通告どおり一般質問させていただきます。

私は、3点にわたって質問させていただきます。

まず第1点、やまと広域環境衛生事務組合について質問します。

今年度からやまとクリーンパークが稼働し、ごみ処理を行っています。問題は発生していませんか。これまでとは大幅に異なりますので、現場の実態がどうなっているのか心配しています。

そこで質問します。

ごみの量は減っていますか、御所から帰ってきたのが16時30分以降になった日は何日ありましたか、答弁を求めます。

やまとクリーンパークは、ごみの焼却熱を利用して発電に活用する施設とされています。

そこで質問します。

発電目的は何ですか、設備投資額は幾らですか、売電額の実績は幾らですか、答弁を求めます。

御所市・田原本町・五條市地域循環型社会形成推進地域計画で、複雑・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境の見直しや自然環境の保全、省資源・省エネルギーの導入など、中長期的視点に立った環境関連施設を総合的・計画的に推進する、持続可能な循環型の処理体制の構築を目指すことと定め、年間発電量1万メガワットを施設稼働費用に充当する計画を立てておられます。

そこで質問します。

売電で得られた資金は施設運営費に充当されますか、答弁を求めます。

町長は、出前タウンミーティングでごみとは関係のない問題で町からお金を支出することに関して私が言えることは、約束しているとおりのお金しか出せないということであると話をされたこととホームページで報告されています。

そこで質問します。

約束したとおりのお金とは何に使うお金ですか、金額は幾らですか、答弁を求めます。

やまと広域環境衛生事務組合では、当初聞いていなかったこと、説明がなかったことへのお金の支出がこれまでもありました。突然、御所市クリーンセンターを取り壊して、そこに新焼却場を建設すると提案され、御所市クリーンセンター移転補

償金約3億7,000万円のうち、約1億7,000万円を本町は支出しました。平成27年度決算書には、待機所用地取得に伴う移転補償費7,000万円が突然計上されました。

平成23年11月の臨時議会で、私は3町のごみ収集車が集中すると大変混雑すると指摘をしました。誰もが心配することです。当然やまとクリーンパーク建設に当たって十分対応されていると思っていました。

そこで質問します。

混雑対策にどんな対策がとられたのか、そして待機所取得の経費を明らかにされたい。

既に移転補償金が支払われています。本議会で待機所取得の説明は伺っておりません。本議会が説明を受けていたのは、建設費と運営費以外に御所の地元対策として2億700万円支払えば対応できるということでした。町民が納得できる説明責任を果たされることを求めます。

2つ目の質問として、自主防災組織補助金について質問します。

南海地震等地震の危険性が高まってきている中、災害に強いまちづくりが求められています。本町は互助の役割を強化するため、自主防災組織の組織化を進め、活動を活発にするため、自主防災組織補助金制度を設けています。当初は、結成時の備品購入等に限定されていましたが、その後、不足分補充や追加補充にも対応できるよう制度が充実されました。大変有効に活用されています。

補助金交付の手順は、交付申請書に事業計画書と収支予算書を添付して申請し、備品等を購入後に事業実績報告書に事業実績書と収支決算書、請求書写し、領収書写しを添付して提出することになります。

実際には、まず見積書をもらいに行き、次に請求書をもらいに行き、最後に購入時領収書を受け取ります。1カ所で全ての備品等を調達した場合は、3回お店に行くことになります。補助金申請は年度分まとめて行うことが多く、何カ所かのお店で調達することになります。3店なら9回お店に行くことになります。補助金をいただけるのは大変ありがたいことですが、ボランティアで自主防災組織を活発にすればするほど大変な手間となっています。

そこで質問します。

領収書や請求書は必要ですか、答弁願います。

交付申請書に見積書を添付せよとは書いていません。備品購入後に提出する実績報告書に請求書と領収書を添付する意味がわかりません。手数をかけさせて補助金のありがたさを認識させる時代は終わりました。手続は極力簡素化し、有効に活用していただく時代です。自主防災組織の活動を活発化させる一つの取り組みとして、見積書と請求書の添付を削除することを求めます。

3つ目の設問に移ります。

国保税について質問します。

ことしの4月から国民健康保険制度が変わります。各市町村ごとの運営から県域での運営に変わると聞いています。県の役割は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保、その他の都道府県及び該当都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について、中心的な役割を果たすとされています。そして奈良県は、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じとなることを目指すとしています。

現在、各市町村の国保料率はまちまちです。その要因は、各市町村が健康増進に注力した結果です。保険給付費を削減した自治体ほど低い保険料率を維持しています。どこに住んでも保険料水準は同じとなると、これまでの各自治体の努力を無にすることになります。

説明の図を見ていると、でこぼこの保険料の適正なところで統一するイメージが示されていますが、実際に行われるのは、どの自治体の保険料率よりも高いところで統一することです。言葉を変えると制度変更に乗じて便乗値上げをすることになります。

そこで質問します。

県から示された保険料率は幾らか、答弁を求めます。

本町でも平成30年度は据え置かれますが、平成32年から順次値上げすると聞き及びます。

そこで質問します。

平成29年度決算見込みはどうですか、黒字の場合、なぜ値上げするのか説明願いたい。

県が同じ所得の家族構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準は同じと決めているから値上げすると、県に責任を押しつけることはできません。保険料率を決める権限は町にあります。被保険者に負担を増やすことについて、責任を持って説明することが求められます。説明できなければ県に対して保険料率統一に反対の意思表示をすることを求めます。

国保会計の累積黒字額と基金残高を合わせるとほぼ7億円になります。このお金は必要以上に徴収した国保税の累計額です。県からの請求に充当し、いつの間になくなったという使い方は、国保税を一生懸命納めてこられた方に失礼です。特定健診受診費用500円を無料にする、高齢者インフルエンザワクチン接種自己負担金や肺炎球菌ワクチン接種自己負担金を減額する、人間ドック補助金を増額する等の健康増進のための前向きな使い方を提案します。

そこで、最後に質問します。

累積黒字を使って積極的な健康増進策を打ち出しますか、答弁を求めます。

国民健康保険制度は、町民の命を守る国民皆保険制度の基礎となる制度です。このお金を活用して健康増進のまちづくりを進めることを求めて、私の一般質問といたします。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 11番、吉田議員の第1番目、「やまと広域環境衛生事務組合について」のご質問にお答えいたします。

御所市に新たに建設されましたやまとクリーンパークが昨年4月に操業を開始し、本町から排出される一般廃棄物は、やまとクリーンパークに搬入し、処理を行っております。

本町から排出されるごみの量は、昨年度実績で資源ごみを省く可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの総量は1万233トンで、本年度は約0.46%増の約1万280トンとなる見込みであり、ほぼ横ばいの状況であります。

やまとクリーンパークへのごみの搬入についてでございますが、以前にも答弁させていただきましたが、町職員が収集いたします可燃ごみにつきましては、収集後、直接やまとクリーンパークに運搬・搬入しており、おおむね午前中で業務を完了し

ておりますが、住民や事業所が直接持ち込まれるごみにつきましては、清掃センターで受け入れを行い、ダンプ車などに積みかえてやまとクリーンパークへ運搬・搬入しております。

清掃センターのごみ受け入れ時間帯は、午前9時から午後3時半までとなっております。ごみ受け入れ終了後、ストックヤードなどに仮置きしていたものをホイールローダーでダンプ車へ積み込んでからの運搬となることや、夕方の交通停滞とも重なることから、最終の運搬車両がセンターに戻るのは17時以降となっております。ご質問の16時30分以降になった日数は224日間であります。

次に、発電の目的につきましては、近年、環境への負荷の低減と限りある資源の有効利用による持続可能な循環型社会を形成していくことが強く求められている中で、ごみ焼却炉の廃熱を利用し発電することにより、地球環境への負荷を低減することが大きな目的でございます。

施設建設に当たりましては、発電なし、従来型発電施設、高効率発電施設について建設費の比較検討の結果、循環型社会形成推進交付金制度が活用できます高効率発電施設の建設を決定されたと聞いております。発電設備の額は約22億円で、その2分の1が交付金とのことでございます。

売電額の実績につきましては、昨年4月から発電・売電を開始され、ことし1月までの10カ月で約7,260万円とのことでございます。また、売電収入は、全て財政調整基金に積み立てられていると伺っております。

次に、約束しているとおりのお金につきましては、施設建設に当たり本町が負担いたしました地元協力金並びに環境対策費で、それぞれ1億円と1億700万円でございます。

次に、待機所取得の経緯につきましては、地元自治会から出入りする車両が待機所となる米田土木興業前を頻繁に通行し、混雑することが予測されることから、新たな搬入路の設置などの要望がある中で費用などを検討した結果、米田土木興業を移転することで地元了承を得たものと伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君）　続きます、第2番目、「自主防災組織補助金について」のご質問にお答えをいたします。

自主防災組織の結成及び活動に要する経費について補助金を交付しており、補助対象は防災用資材、災害用備蓄品及び防災用倉庫の購入に要する経費並びに防災訓練の実施などに要する経費です。

領収書や請求書は必要であるかにつきましては、見積書は補助金の交付申請時に、事業計画及び収支予算書とあわせて添付していただいております、購入物品の品目など、事業計画の確認の資料として活用しており、必要と考えております。

また、事業が完了したときは、事業実績報告として事業実績書、収支決算書、請求書の写し、領収書の写しを提出していただいております。

領収書は金額表示のみで購入物品等が記載されていない様式のものも多く、請求書には購入物品の詳細が記載されており、事業実績書の確認資料として使っておりますが、見積書で事業計画の確認ができていたところであり、変更がなければ請求書の添付は不要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君）　住民福祉部長。

（住民福祉部長　中屋敷晃弘君　登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君）　続きます、第3番目、「国保税について」のご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、来年度から県が市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営が市町村単位から県単位に拡大されます。これにより国保制度の安定化を図っていくものですが、市町村は従来どおり保険税の賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業等を引き続き行うものであり、被保険者である町民の方にとって今後も国保に関する手続については、町役場が窓口であるということに変わりはありません。

県から示された保険料率につきましては、奈良県では平成36年度から同じ所得・世帯構成であれば県内のどこに住んでいても保険料が同じとする統一保険料の試算として、本町の平成36年度保険料11万1,241円が示されたものであります。

本町の今年度1人当たりの国保税の年額は10万1,607円であり、1人当たり9,634円の増額となります。

また、3方式の保険料率では、医療分・後期分・介護分を合わせまして、所得割では11.8%から14.48%に、均等割は4万5,800円が5万7,292円、世帯割3万1,000円が2万8,314円となるものです。

なお、県試算の保険料率につきましては、平成32年度に見直しが行われるものでございます。

次に、平成29年度決算見込みのご質問でございますが、現時点では約1,900万円の黒字を見込んでおります。

また、なぜ値上げをするのかにつきましては、昨年10月6日に開催されました市町村国保の県単位化に係る市町村長会議において、奈良県知事と各市町村長とで合意形成が行われました。これに伴い、合意事項であります保険料率の一本化を進めてまいります。

なお、保険料率の一本化をする平成36年度の保険料は、現時点での試算によりますと、平成29年度より1人当たり9,634円の増となりますので、平成32年、34年、36年度の3回に分けての引き上げを考えております。

次に、累積黒字を使って積極的な健康増進策を打ち出しますかのご質問でございます。

本町の国民健康保険特別会計では、昨年度末現在で財政調整基金1億115万1,000円、繰越金5億6,805万5,000円で、合計6億6,920万6,000円の残高があり、特定健診受診費用について、国保税を今まで納めてきてくださった国保加入者の方々に還元できるよう、自己負担額を廃止する予算措置を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

残念ながら私の質問に対してちゃんと答えていただけていないところがありますので、2回目は誠意を持って対応していただきたいと思っております。

まず、自主防災組織の補助金についてです。

今、請求書は要らないというような答弁をいただきました。そうしたら要綱は、見積書を添付せよと書いていないからありませんよね。請求書の写しとなっていますのでその辺は改正されるのか聞かせていただきたいと思います。

領収書も最近の量販店等では、手書きの領収書は発行しませんというようなところもありますので、レシートでいけるのかどうか、このことも確認したいと思います。

2つ目に、やまと広域環境衛生事務組合について質問させていただきます。

やまとクリーンパークに変わってから働いておられる方も大変になってきているのかなと思います。17時以降に帰ってくるということは、帰ってきてから車を洗車して、そしてシャワー等を浴びて、そして帰るというふうになりますので、時間外の労働に入っているんだなという推測をします。その点はちゃんとした対応をいただいていると思っているんですけども、この点も確認したいと思います。

びっくりしたのは、約束しているお金で負担しているのは、地元協力金1億円と環境対策費1億700万円だけという答弁がありました。町長が就任されて次の次の議会、6月議会に私は確認させていただきました。そのときには、健康増進施設をつくる費用、お風呂分として1億7,000万円ほど要するだろうと。それとともに運営維持費も負担していくと、こういう答弁をされていました。その点では、町長は考え方を換えられたのかというところを確認したいと思います。

それと、売電の利益を全て財政調整基金に積み立てると。やまとクリーンパークで貯金をつくる必要は全くないわけですので、それはやまとクリーンパークの費用に充当するのが当たり前だと思うんですけども、そういうことをされないのかと心配するところですね。

今年は7,000万円ほどの売り上げと、この買い上げ価格は1キロワット当たり17円ですので、1万メガワット発電したら1億7,000万円の収入になると、計算上はね。ただクリーンパークで電気を使っておられると思いますので、1億ぐらいなのかなとったりするわけですけども、これを費用以外のことに使われたのでは困るなと思うわけです。先ほど言いました健康増進施設、これの建設費や維持費にはこれは使わないと明言できますか、これも答弁をお願いします。

そして、待機所の件ですけれども、この待機所にはどのぐらいの車両が置けるのかということを実地で聞かせていただきますと五、六台置けるということなんです。五、六台置くために本当に土地が必要なのかと疑問に思っているんです。

今、やまとクリーンパークへは、進入路から入りますと直線距離でスケールのところまで入っていく形になりますね。私が建設中に議員の皆さんと一緒に現地を案内していただいたときはぐるっと回って西側から入って、そして中の見学をさせていただきました。

そうすると、このやまとクリーンパークの南を通過して西側までの導入路をつかってスケールにのるとしますと100メートルぐらい確保できると。そうすると五、六台のパッカー車等は十分並ぶ距離があると。建設のときに本当に工夫したとしたら待機所は必要じゃないと私は見た目でそう思うんですよ。そうじゃないと、これはどうしても必要だということだったら、それはまたそれだと思うんです。

そこで心配なのは、待機所を買うというのは、ことしの補正予算で補正しましたというのがやまと広域環境衛生事務組合議会での報告としていただきました。ところが当該土地の購入はまだで売買契約は全くしていません。ただし、補償契約、建物を撤去する契約は平成27年にされています。ここに待機所をつくるということを議会が認めるまでにこの土地を買うという前提として移転補償金を1億5,000万円払っていますよね。27年、28年、2回に分けてお金を払われたと。これは非常におかしな話だと思うんですよ。

29年1月あるいは28年12月あたりの議会でかけて、それから交渉して移転補償金を払う、これはわかりますよ。また、28年度の当初からあったとしたら、28年度の契約でやりますよというのはわかります。ところが27年7月27日に米田土木興業株式会社と、あと個人の名前の2つの契約書を結んでおられると。これは非常におかしいと思うんですけれども、この件については、町長はどう考えておられるか、その答弁を求めます。

あと、国保税について聞かせていただきます。

私は、県が上げるから上げるというのでは駄目だと、ちゃんと理由を説明しなさいという思いを込めて質問をしました。ところが部長から示されたのは、奈良県知事と各市町村長で合意形成がされているから上がるんだと、住民に言わせたら全く

理由にならないんですよね。なぜ値上げするのかということに対する答えにならないんですよ。

田原本町は事務方ではないんですよ。保険者なんです。責任者なんです。責任者が保険料率を決める、田原本町が決めなければならないわけですよ。決めるに当たって値上げをするということを被保険者の方々に説明するに当たって、県が決めたからしようがないから値上げしますということでは、全く説明が付きません。それは全くされていないということになりますので、十分な答弁を求めたいんです。

ここで傍聴に来られている方、議員の方々が納得できる説明をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、自主防災組織補助金の関係のご質問にお答えをいたします。

まず、見積もりの根拠につきましては、現補助金の交付要綱におきまして、その他町長が必要と認める書類ということで見積書を提出していただいているところでございます。要綱改正をするのかということでございますので、要綱改正をしてみたいと考えております。

それからレシートが可能かということでございますが、購入内容等の支払いが確認できるものであれば、レシートでも可能と考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 保険料値上げについてお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、県のほうが保険料水準に係る財政運営の責任を持つこととなりまして、保険料負担の公平化を打ち出していることがございます。町としましては、現在から6年後にかけまして被保険者が減少すると考えております。また、医療費のほうも増加すると考えております。医療費につきましては、県の試算でも今回の値上げのほぼ9割が自然増ということになっておりますので、そういった中でやはり安定的な運営をしていくということであれば、皆様には申しわけないんですけれども、値上げという形になってしまうんですけれども、統一保険料に向けて進んでいこうと考えております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） やまとクリーンパークの運搬の職員の時間外の件ですが、17時以降に職員が戻ってくるのが先ほど言いましたように224日間、ほぼ毎日でございます、それが1台で行く場合もありますし、2台でもありますけれども、通常1時間の残業という形で職員のほうは対応させていただいております。

それと、米田土木の土地の問題でございますが、健康増進施設建設という形で当初予定されておりました。これについて全協で健康増進施設建設には適さないという話がありまして、健康増進施設としての買収はされなかったと。組合で待機所として買うという流れになったということでございます。それによって健康増進施設の用地は別のところで買収したという経緯でございます。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） やまとの組合のことでございますので、私が町長として答えさせていただけるのは、町から持っていく資金でございますが、今のところ地元協力金と環境対策費ということで予算のほうで支出をしております。それ以降、建設のときにお約束をしていた健康増進施設につきましては、組合の実施主体ということで、組合の中で完結をさせるということで、以前から申し上げております売電収入をそちらに充てると。その売電収入をもって健康増進施設、そして施設の補修等にも充てていくというふうに考えております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） まず国民健康保険で、先ほど被保険者が減少していく、保険給付費が増加していくと、それは本当ですか。保険給付費も下がっていませんか。その田原本町の予測を発表してもらえますか、36年にどれだけなりますよというのがわかたらお願いします。

なぜこんなことを言っているかという、県内に住んでいたら同じ所得で世帯構成だったら一緒ということは法律で決まっていらないんですね。県が一方的に出してきて、各市町村に合意を求めてきた結果なんですね。その結果、保険税が上がると、なぜ上げるのかとなるわけですよ。田原本町は黒字なんですよ。先ほどの基金残

高と累積黒字残高とことしの1, 900万円を足したら約7億円という金額になるでしょう。これだけ黒字なのに、値上げということはどうして納得できるのかということになります。奈良県の国保について田原本町が十分責任を果たさなければならないと、どこまで果たすのかということになってきますね。なぜそんな責任を私らが負わなければならないのかということです。

その点では、田原本町の国保に入っている方が裕福な方で、幾らでもお金を払いますよという方がたくさんおられるんだったら、それもいいかなと思いますよ。ただ実際には国保に入っておられる方でも、国保税は課税したけれども、徴収に行ったらこれは払うことは困難だという対応をしている方もたくさんおられるわけですよ。そんな方に対しても国保税は上がると。暮らしを切り詰めて生活される方にさらに国保税を上げますよということが本当に田原本町で正しいかどうか。田原本町の国民皆保険の責任を負っている町長がそんな立場でいいのかと。本来、そういうやり方はおかしいですよと県に物を申して当たり前だと思うから、こういう質問をさせていただいています。

その点では、先ほど部長がおっしゃった田原本町の被保険者が減って行って田原本町の保険給付が増えるんだと、どれだけ増えるんだと。増やさないためにどういう努力ができるのかというようなことを36年に向けてどう打ち出していく思いでおられるのか答えていただきたいし、町長は国保税を上げることに對して、責任を果たすという点では、住民の皆さんの代表である議会の中で、そのことを県が言っているから、決まっているからそれに従うじゃなくて、やはり住民の皆さんの生活を考えたらそんなことはできないという思いは伝えたいというような表明をしていただけると、ありがたいなと私は思っているんですけども、思っておられるところを述べていただきたいなと思うわけです。

もう一つのやまと広域環境衛生事務組合についてびっくりしたのは、健康増進施設として当初考えたけれども不適切だったと。でもこれを買うところが不思議なんです。待機所として必要だから買うというんじゃなくて、健康増進施設で買いますよということを相手方に伝えておいて補償金だけ払っていくと。健康増進施設が駄目だったら待機所に回しますよという使い方は、これはどの議会であっても納得する人はいないと思いますよ。待機所が絶対必要だと、だからここを買う

んだというのはわかるんです。健康増進施設として不適切ならそこで話が終わると
いうのが普通で、そのときには既にお金を支払うことを相手に約束しているような
進め方というのは、これはどうあっても説明はつかないんじゃないかと思いき
れども、その点について、これは町長が副責任者として向こうに行っておられます
ので、どういう判断をされているかというところを答えていただけますか。よろし
くお願いします。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、やまとの件でございますが、そちらはやまとの中での
議論になると思いますので、やまと議会のほうで行われましたらまた資料請求して
いただき、ごらんいただければと思っております。その中での判断、議論ござい
ますので、ここでの答弁は控えさせていただこうと考えております。

また、国民健康保険に関しましては、県から同じ所得、世帯構成であれば県内ど
こに住んでも同じ保険料となるということにご賛同いただけないかということで、
全39市町村がその中で合意形成を図っていったということでございます。田原本
町といたしましても、その合意形成にのっとり保険料が上がることを認めながらも、
これをしっかりと被保険者の方にご説明をしていこうと考えております。

以上でございます。

○11番（吉田容工君） その説明をしてくれと言っているんです、今。答えていな
いですよ、住民の皆さんが説明してくれと言っておられます。経過なんて関係ない
ですよ、わかっていますよ。なぜ負担させるのかということの説明してくださいよ。
答弁になっていないですよ。32年、34年、36年に上げるんでしょう。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開します。

町長。

○町長（森 章浩君） まず、国保につきましては、先ほど申し上げましたとおり、
県の意向に沿いながら39市町村が合意形成を図ってやっていくということでござ

います。その中で、田原本に関しましては保険料が上がっていくという試算が出てきております。これに同意をさせていただきました。ただ基金、また繰越金等は加入者に還元できるよう予算措置をしてみたいと考えております。

そして、先ほどのやまとクリーンパークに関しまして、健康増進施設をつくっていくということは組合設立のときからの地元同意でございます。その健康増進の建設費に関しましても売電収入の中で補っていくということでございますので、町の一般財源から持ち出しということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 保険料と加入者数についてお答えさせていただきます。

保険料につきましては、県の試算ではございますが、6年後に9,736円上がるという試算が出ております。

保険者数につきましては、同じく6年後なんですけれども、今、30年度で田原本は7,730人ということになっておるんですけれども、県の試算におきましては、平成36年度には6,898人まで減るという形になっています。こういった中でインフルエンザ等起きましたら少ない分母の中で医療費のほうが高騰する場合がございますので、そういったときのために統一保険料のほうに移行させていただいて安定な形で運営させていただきたいと考えております。

○11番（吉田容工君） ちょっと待ってください、保険給付が増えるという話はどこにあるんですか。数字を出してよ、数字。あなた答弁したんでしょう。口から出任せの答弁ではいけませんよ。そんなんで田原本町議会を冒瀆しないでくださいよ。早く数字出して、幾らになるんですか。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開します。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 給付費につきましては、私、勘違いしてございまして、全体的な給付と1人当たりの医療負担額ということをごっちゃにしてご説明してございましてお詫びいたします。

私が申し上げたかったのは、1人当たり医療費につきましては、6年後、9,736円上がるという形になりますので、インフルエンザ等におきましてもっと負担が増えることもございますので、統一保険料のほうにさせていただきたいということで説明のほうをさせていただきました。申しわけございませんでした。

○11番（吉田容工君） 田原本町の1人当たりの給付費がどうなるの。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 試算ですけれども、6年後。

○11番（吉田容工君） 田原本町ですね、全体ではないのですね。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） いや、田原本町……。

○11番（吉田容工君） 幾らが幾らになるの。30年が幾らで、36年が幾らと言ってくれたらいいです。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 9,736円が負担増になると、1人当たりということしか今資料がございません。ちょっとお時間いただけますか。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（植田昌孝君） それでは、再開します。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） もう一度整理して回答のほうをさせていただきます。

県試算によると、あくまで田原本町の医療費の増という形になるんですけれども、28年度につきましては1人当たりの医療費が28万9,345円となっております。36年度の見込みとしましては、1人当たり医療費が29万7,643円ということで、8,298円の増となっております。

先ほど申しました1人当たりの保険料の増につきましては、この医療費の増8,298円と県単位化による制度改正による1,323円を含んでの増額という

形となっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、11番、吉田議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、村上議員。

（4番 村上清司君 登壇）

○4番（村上清司君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

洪水対策について。本町の総合治水対策の状況について。

昭和57年度の大和川大水害が発生してから、大和川流域におきましては総合治水対策を始められて三十数年が経過されております。奈良県におかれましては、これらの対策として、「ながす対策」、「ためる対策」に取り組まれたと聞いており、来年度4月には総合治水に関する条例を制定し、新たに「ひかえる対策」にも取り組まれ、3つの対策を柱に総合治水に取り組まれると聞いております。

昨年の寺川の東側、国道24号線周辺での道路の冠水や床上・床下浸水などの災害の状況を私なりに検証いたしました。いつも同じ場所で同じように被害が発生している状況はいたたまれず、今まで町役場の治水対策に対して、取り組み状況に疑問が感じられます。

そこで、今まで、「ながす対策」、「ためる対策」に対してどのように取り組まれたのか、その効果は出ているのか。さらに、新たな「ひかえる対策」に関してはどのような対策を考えられているのか、答弁をお願いいたします。

以前より、奈良県の主導のもと田んぼダムを推奨し、進められておりますが、その効果は余り見えないように思われますが、今後の方針並びに新たな浸水対策への奈良県への要望や協議内容について答弁をお願いいたします。

田原本町の観光振興について。

道の駅と遺跡公園の観光への活用方針について。

道の駅レスティ唐古・鍵並びに唐古・鍵遺跡史跡公園は、今年度4月にオープニングイベントが行われると聞いておりますが、今日まで、田原本町は、大阪・京都方面から自動車で訪れられた観光客が、奈良市や明日香村への通り過ぎるだけの町の状況と見受けられます。

一昨年に前寺田町長から森町長へ引き継がれ、田原本町の観光振興として、道の駅ではおおむね6年間で9億3,000万円余りと、史跡公園ではおおむね19年間で43億円余りが、用地購入費や施設建設費に、それぞれの事業進捗に執行されていたと聞いております。

森町長は、40万人の道の駅利用や4万人の公園利用者数など自治連合会のタウンミーティングなどで説明されておられますが、地域の振興やにぎわいの創出について、それらの施設での集客活用手法についてどのように考えておられるか、答弁をお願いいたします。

2番、民泊の取り組みについて。

昨年来より、奈良県におかれましては、観光客の消費額の拡大を図るため民泊を伴う観光への取り組みを進められており、リゾート関連の宿泊施設の建設などに積極的に協力され、日帰り旅行から滞在型へ、宿泊を伴う観光への推進を図られております。県内には多くの文化財遺産、世界遺産があり、日本人のみならず、外国人の観光客の増加が十分に見込まれる状況であります。

本町では、奈良市から明日香村への観光客の観光ルートの拡大を含め、昨年にはJAFを含めた橿原市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村と観光協定を締結し、市町村間の連携を図り、新たな飛鳥川沿いの観光振興に努められる予定と聞いております。

本町の観光客の消費額の拡大を図るためにも、宿泊客の取り込みを図るのが必要と思いますが、観光客の観光拠点となり得るような民泊など、施設の必要性をどのように考えられておられますか、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 4番、村上議員の第1番目、「洪水対策について」のご質問にお答えいたします。

奈良県では、大和川流域における総合治水対策に関しまして、下流にある市町村の浸水被害を防止するために上流にある市町村での対策が必要となるなど、流域市町村が連携して総合治水対策に取り組むことが必要であることから、大和川流域における総合治水対策に関する条例が来月施行されるところでございます。

その治水対策の一つとして、奈良県では安堵町、川西町において直轄遊水池の整備を進められており、一旦貯留後にポンプアップにより排出する計画をされております。

そのような中、本町では昨年、大和川支流での増水による排水不良で水害被害が発生しており、被害の軽減や解消が早期課題となっております。

まず、本町としての「ながす対策」につきましては、降った雨を河川で安全に流すための対策で、本町では、一級河川の河川管理者である奈良県に対しまして、河床の床下げ、河川の成形・環境の整備の要望をいたしております。

本町では、中和土木事務所と年2回、定期的に予算及び要望に対する進捗状況を報告し合い、昨年の災害時にも被害状況の報告、そして被害箇所への対策についての要望を行っております。寺川支流の増水による浸水対策として、逆流防止弁やポンプアップによる強制排水の要望も行うことにより、一昨年、阪手西地区で河床の成形が行われ、さらに、奈良県河川課で、阪手・小阪地区の浸水地域における流出解析を今年度と来年度において行われており、本町の今後の対策への糧と考えております。

また、「ためる対策」に対しましては、降った雨が一気に川に流れ出ないように一時的に雨をためる対策といたしまして、本町では、貯留施設整備として、西竹田地区長池、阪手地区阪手二丁池におきまして、雨水調整池の整備の早期完成に向けて取り組んでいるところでございます。

来年度、2カ年で計画の阪手二丁池の工事を1年前倒しで計画を進めている中で、災害の防災・減災のため、一時貯留としてため池の水位を1メートル下げることによる貯留可能容量を余分に確保する協定をも進めており、また、西竹田地区、小阪地区におきましては一級河川からの逆流防止の樋門整備を進めてまいりたいと考え

ております。

また、水害対策整備検討業務といたしまして、阪手新池などの検討も進めてまいりたいと考えております。

また、奈良県の主導のもと、実証実験での田んぼダム（水田貯留事業）は、今年度は阪手北、小阪、法貴寺で新たに8ヘクタール、4,000立方メートルの拡大を進めていただき、寺川以東において1万4,400立方メートルの貯留が見込まれる状況であります。

今後、新たな地域拡大をも目指し、さらに、水田が低い畦畔のため貯留量が少ないことなどの問題につきまして、かさ上げによる補強、地籍調査後の畦畔の除去や確実な貯留量の確保についての管理体制など、奈良県が主導している市町村においても同様な問題があると考えておりますので、検証してまいりたいと考えております。

「ひかえる対策」につきましては、頻繁に床上浸水レベルの水害が起こるような場所では市街化を抑制し、浸水被害の拡大を防ぐ対策であります。市街化調整区域内で、10年確率で予想される時間雨量50ミリ以上の場合、50センチメートル以上の浸水が予想される区域を奈良県知事が指定され、市街化区域への編入を抑制されるものであります。

奈良県の推進している大和川流域における総合治水に関する条例が来月1日に施行されれば、「ながす対策」、「ためる対策」、「ひかえる対策」により、浸水被害の軽減及び拡大の防止につながるよう県との連携を図り、町民が安全・安心に暮らせるよう施設の整備と適切な管理をしてまいりたいと考えています。

次に、2番目、「田原本町の観光振興について」のご質問にお答えいたします。

道の駅と遺跡公園の観光への活用方針につきましては、本町では、国史跡である唐古・鍵遺跡の保存と活用を図るため史跡公園の整備を進めてまいりました。この公園は、弥生時代の風景の再現をコンセプトに、遺跡を活用した弥生の学習ができる施設、また地域の人々の憩いの場、そして観光資産として活用されるよう整備に取り組んでいるところであります。

また、この開園にあわせて史跡公園との連携を図り、来訪者と地域住民との触れ合いや交流及び本町の観光などの情報発信について、効果的かつ継続的に実施する

施設として道の駅の整備をも進めてきました。

この道の駅は、奈良盆地の市街地唯一の道の駅として、道路利用者のための休憩施設として機能し、京奈和自動車道三宅インターをおりて最初の道の駅となるため、県中南和地域の飛鳥川沿いでの広域観光への入り口として、来訪者へ本町及び近隣市町村の広域的な観光情報を発信し、観光客の誘致を進めてまいります。

また、駐車場と史跡公園との間に道の駅施設を配置することで、道の駅自体が史跡公園への動線となり、道の駅のコンセプトである唐古・鍵遺跡史跡公園のコンシエルジュとして史跡公園との一体的な利用を図り、弥生の体験学習や各種セミナーなどを開催するなど、歴史教育活動の拠点とするとともに、災害時の応援部隊受け入れのための後方活動拠点や、災害直後の周辺住民や来訪者などが一時的に避難する緊急避難拠点としての機能を備えております。

この道の駅につきましては、経験豊かな民間のノウハウを生かすため、施設の指定管理者として奈良交通株式会社により管理運営を行う予定であります。

来月20日のグランドオープンには、オープニングイベントとして3日間、昔懐かしいボンネットバスの展示やキッチンカーの来店、豪華景品が当たる抽せん会の開催などとともに、近鉄田原本駅から田原本青垣生涯学習センター、中央体育館経由で臨時シャトルバスの運行を予定されています。

また、オープン後には、多くの来場者に訪れていただくため、旬催事、レギュラーイベント、スペシャルイベントの3本柱でのイベントを計画され、年間365日を通じて何らかのフェアなどの実施を検討されています。

2階の飲食店（唐古カフェ）では、最近、女性や若い客層に人気のドッグサンドをメインとしたカフェや、創業者が地元出身のUCC上島珈琲と連携し、独自の技術でつくり上げたプレミアム品質のコーヒーの提供を予定されております。

1階では、田原本産の新鮮で安心・安全な農産物や周辺地域などのお土産などの特産品の販売をはじめ、ベーカリーコーナー（鍵ベーカリー）では焼きたてパンの販売を、中でも道の駅オリジナルの蜂蜜入りの生クリーム食パンの販売や、近大農学部とコラボした田原本町産のメロンを近大メロンジェラートとして提供を予定されており、地元に着した話題商品になるものと考えており、全国各地からの来訪者やインバウンドに向けた集客も図りたいと考えております。

唐古・鍵遺跡史跡公園におきましても、この公園を活用するに当たり、さきに申しました3本の柱をもとに、この遺跡の特徴である物づくりをテーマに、体験型の講座や民間事業者などによるイベント等も積極的に取り入れた活用を図りたいと考えています。観光協会等とも連携を図り、本町へ訪れられる観光客へ古代からの歴史風土を感じていただけるようなおもてなしを提供してまいります。

また、本町には、安らぎやリフレッシュできる空間として地域の歴史と文化に触れられる、歩くことにこだわった道づくりをしました、史跡公園周辺をも散策できるようにウォーキングトレイルが整備されております。

そして、現在改修中の唐古・鍵考古学ミュージアムにつきましても、6月にはリニューアルオープンを予定しており、史跡公園からのウォーキングルートを設定し、道の駅、史跡公園とミュージアムが連携することにより、唐古・鍵遺跡としての価値を高めていきたいと考えております。

次に、民泊の取り組みにつきましても、現在、奈良県には宿泊施設が少なく、日帰り客の割合が非常に多く、宿泊客は大阪と京都に流れているという課題を抱えており、中でも本町には宿泊施設がなく、周辺地域との連携が必要であると考えております。

このことから、橿原市、高市郡、磯城郡の飛鳥川沿いの6市町村による飛鳥川広域観光協議会や、桜井市、天理市、磯城郡の5市町によるヤマト地域連携推進協議会を、ことしで開通してから100周年を迎える近鉄田原本線の沿線の6市町で構成する近鉄田原本線（旧大和鉄道）開通100周年イベント実行委員会などによる広域的な観光連携を行うことで、近鉄八木駅前にオープンいたしましたカンデオホテルや明日香村の民泊を生かし、本町の道の駅とともに地域全体で誘客を図ることにより、観光客を呼び込み、周辺地域をめぐる広域的な周遊による長期の滞在が可能になると考えております。

これまでの民泊では、宿泊料を受け取って人を宿泊させるために旅館業法の許可が必要で、適切な衛生管理や保健所の検査など、さまざまな条件をクリアしなければならなかったため、体験型の農家民泊として、体験料や食事代として料金を受け取る手法で行われてきました。しかし、住宅宿泊事業法（民泊新法）が昨年6月9日に成立し、ことし6月15日から施行されることにより、対象となる民泊は、体

験型にこだわらず、旅館業法上の営業者以外の者が、宿泊料をも受け住宅に人を宿泊させる宿泊サービスで、1年間当たりの宿泊させる日数が180日を超えないものと制度が緩和されることとなります。

また、奈良県による民泊条例が6月に施行予定であり、本町もこの県条例により運用を進めることとなります。

このことから、議員お述べのとおり、本町においても宿泊客の取り込みを図る必要があることから、比較的費用負担の少ない民泊の推進を図る必要があり、今後増加が見込まれる空き家の活用も視野に入れ、明日香村などの先進地の事例を参考に組み込んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 村上議員。

○4番（村上清司君） 答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

浸水常襲地域に対して、その地域周辺に空き地が点在しております。先ほどの説明の中で、「ためる対策」に対して地元の協力は必要と思いますが、ため池や空き地、公共用地を利用してもっと早く進めることができないのか、答弁をお願いいたします。

そして、「ひかえる対策」として、私自身、開発させる場合には、安全な対策を指導し、実行させることが必要と思っております。現在進められておられます準工業地域の拡大される工業用地での開発事業や、市街化区域内と隣接地、寺川周辺での住宅開発について、どのように指導、対処されていかれるのか答弁をお願いいたします。

次に、民泊についてですが、ここ数年で民泊や体験型民泊が必要となってきており、民泊新法が来年6月から施行されると聞いております。

そこで、田原本町での民泊の可能性ですが、これらの観光での地域経済活性化を考える中では、民泊施設の必要性も考えられます。民泊は大きな期待が持てる可能性があり、飛鳥川沿いでの観光振興にどのように生かしていくのか、進めていくのか答弁をお願いします。

さらに、対応すべき課題が多いと思われる中で、旧町内や農村集落の空き家も含めた民泊事業者への改修費用、開業費用の補助について、田原本町としてどのよう

に考えていくのか答弁をお願いいたします。

さらに、奈良県内に訪れられる外国人観光客の目線も変わってきており、従来、都市部繁華街や有名な大きな神社仏閣への訪日観光から、地方都市への新たな観光が増えてきていると思います。それらの訪日外国人や一般観光客の皆様に対してどのように観光客目線での情報発信を行い、新たな観光推進に努められるのか答弁をお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） まず、「ためる対策」につきまして、早期に取り組みできないかにつきましては、大和川流域総合治水対策協議会では、最低目標貯留量を自治体ごとに定め、本町の最低目標貯留量は3万2,140立方メートルであり、平成30年度で阪手二丁池の雨水貯留設備の完了により2万6,060立方メートル、80%以上になる見込みでございます。平成31年度以降は、西竹田雨水貯留池や、その他阪手3池の整備を進める予定をしております。流域貯留対策については一層推進していきたいと考えております。

また、空き地や公共用地の利用につきましても、社会福祉協議会や文化財保存課の駐車場、阪手新池西側の県営水道敷地の利用などを含めて、奈良県が行っている本町の寺川東側の浸水常襲地域の降雨流出解析を参考にいたしまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「ひかえる対策」といたしまして、インターチェンジ周辺地区計画区域では900平方メートルの開発で調整池の設置を求めており、来年度改正される、大和川流域総合治水対策に関する条例によりまして、小規模開発での調整池設置対象が開発面積が3,000平方メートルから1,000平方メートル以上と、開発行為での調整池設置対象要件が厳しく変わる予定であります。それにより、より一層の治水機能を高める対策がされる予定でございます。

ほか、本町といたしましては、住宅開発に関しまして、開発指導要綱におけます大和川流域総合治水対策協議会が定めている調整池や技術基準、または流出抑制対策指針によりまして流出抑制対策施設の設置を進める予定でございます。

次に、観光や民泊についてでございますが、飛鳥川沿いの地域は、古代の時代や、聖徳太子が斑鳩や飛鳥の間を法隆寺を建立するために往復したと言われる太子道が

並行して走っている由緒ある地域であり、日本の誕生と聖性の中心とみなされる地域であり、日本の原風景をしのばせる風土を残しております。

しかし、田原本町には、今までその風景や観光資源が少ないと思われていたが、その少ない資源を最大限に生かし、魅力を高める必要があると思います。その中で、飛鳥川沿いの観光振興にどのように生かせるか、少ない観光資源を、大和川沿いの6市町村をめぐることにより、例えばキーワードを掲げて、歴史文化を探索する、美術館や博物館の見学を行う、自然を体験し楽しむ、町並みを楽しむなど、新しい観光ルートを構築して、サイクリングやハイキングによりめぐられることで、それぞれの観光地へいざなうような形で、日帰り観光から宿泊を伴う観光への転換を図れるような形を考えていきたいと考えております。

そして、民泊や体験型民泊に関しましては、民泊事業者への補助に関しまして、宿泊施設などの適切な実施のために、その事業に関して内容を十分に把握し、適切な管理体制を整えさせ、安全性を確認し、運営させる必要があります。民泊や体験型民泊については、宿泊者からのいろいろなニーズを求められている中で、改修、開業費用に多大な費用がかかると考えられ、先進地の事例を確認し、対応の必要性を検証し、対策に努めたいと考えております。

続きまして、観光振興についてでございますが、外国人観光客を含みまして一般観光客も、木造建築の古民家を改修した趣のある宿泊施設や日本独特の商品など、ここでしかない体験ができない、味わえないものを望んでおられる方が多いと思います。外国人に求められているニーズは、高付加価値で、日本固有の食事や風習に住まいなど、ここでこそそのもてなしが必要であります。そして、新しい観光ルートへ導くためのW i - F i 環境や案内表示を設置、洋式トイレなどのアメニティーなどの受け入れ態勢の整備も必要であります。例えば、田原本町に滞留されております外国人により、外国人からの目線で情報を処理するものも必要で、ニーズに対応できるように、選択肢を増やせるように対応に努め、情報発信を行い、観光振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 村上議員。

○4番（村上清司君） 答弁ありがとうございました。

最後の質問でございますが、観光振興に必要な民泊事業に関しまして、本町での空家対策を進める中で、事業推進者への何らかの補助も必要と思いますので、他の市町村の状況を検証していただき、協力できるのであれば対応していただきたいと思っております。

そして、浸水対策ですが、旧町内の駅周辺、戎通1丁目、2丁目などでも浸水被害が時々起きている状況について、原因と今後の対策についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 旧町内の浸水に関しましては、寺川の井堰やファブリダムなど、農業用水取水用のゲートの開閉について、予報進路や降雨状況を確認する中で、管理者である水利組合、自治会と十分な協議を行い、協力していただけるように努めてまいります。旧町内のエリアは、先ほどの「ためる対策」でのグラウンド貯留施設が田原本中学校を利用されておりますが、その地域上流部は住宅開発が進み、田んぼダムを考える場所も見当たらず、それ以外の対策施設はない厳しい状況でございます。都市部の浸水対策には、通常、地下貯留施設や都市下水路の整備が課題であると考えております。急速な都市化の進行によりまして、従来、雨を浸透、貯留させていました空き地や緑地、田んぼが減少したため、短時間に大量の雨が降りますと浸水被害が発生しており、このような被害が発生しないように町内に降った雨を河川に排除し、雨水を防ぐための都市下水路の雨水全体計画を作成し、整備を進めていく必要があると考えております。田原本町の都市下水路に関しましては、昭和40年代に事業認可をし、旧町内を網羅した第1、第3都市下水路が計画されており、今後は、降雨解析を含め、これらの対策について検討していかなければならないと考えております。

それと、民泊に関しましては、県内先進地の事例を参考にし、今後、検証・検討してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、4番、村上議員の質問を打ち切ります。

続きまして、8番、古立議員。

（8番 古立憲昭君 登壇）

○8番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問させて

いただきます。

まず最初に、SNSの活用についてお聞きいたします。

SNSという言葉は、パソコンやスマートフォンをしておられる方のご存じと思いますが、このSNSはソーシャル・ネットワーク・サービスの略で、ネットで行っている社会的なつながりを持つことができるサービスで、登録すると知らない誰かとつながり、情報交換がスムーズにできる、使い方によっては大変便利なシステムであります。主なSNSは、ライン、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ユーチューブなどがあり、それぞれ特徴を持っており、その特徴に合わせて活用し、ネットでの情報交換を行っております。

このシステムを、一般の方のみならず、行政も注目して活用し、効果を上げ始めています。

少し例を申しますと、まずは、いじめ対策として、千葉県柏市は匿名でいじめを通報できるアプリ、ストップイットを昨年5月から中学校では全国で初めて導入し、全生徒対象にして無料で提供、半年で85件を超える相談がありました。これは前年の3倍に上っておるようでございます。

また、茨城県取手市では、中学生が日記にいじめなどを書き残し自殺した問題を受け、市教育委員会は早期にいじめを発見するためスマホの端末から匿名でいじめの相談や通報ができるシステムを導入、通常のアプリ使用には年間320円ほど必要ですが、市は全生徒分の費用を計上し、生徒はダウンロード後、無料で使用となっております。もちろん学校への持ち込みは禁止、自宅での使用を想定しております。この取手市の教育部長は、周囲が傍観することなく、通報や相談をしやすくすることで、適切に初期対応ができる環境を整えたいと述べ、早期発見につなげようとしておられます。

また、子育てアプリの活用として、宮城県栗原市は、妊娠から子育てまで一貫してサポートするスマートフォン用アプリ、スマイル栗ナビ！を導入し、配信を始めております。地域の育児施設やイベントを検索できるほか、出生日に応じて予防接種時期を知らせたり、また、子どもの成長記録を共有することができ、大いに喜ばれているようでございます。この事業を外部委託することによる事業費は50万円で、維持費は月5万円だそうです。

また、国において、ネットを活用して行政手続の簡素化を目指しております。政府のeガバメント閣僚会議がまとめたデジタル・ガバメント実行計画が目指す住民サービスとして、引っ越しの際に必要な転出・転入届、金融機関、ガス会社などの住所変更届、こうした数多くの届け出をインターネットで一括して完了できるワンストップサービスの実現を図っております。これにより、各種手続のため役所の窓口を何カ所も回り、複数の事業者に連絡する手間が省け、まさにネット社会のメリットを生活に、暮らしの利便性向上に図ろうとしております。

本町も今後、ネット対応が必要となってくると思います。

そこでお聞きをいたします。

このネットの活用や対応を各部署に任せるのではなく、町として、専門担当者や担当部署をつくるべきだと思いますが、町長のご意見をお聞かせください。

次に、さきに述べましたいじめ対策アプリについて、教育委員会の考えをお聞かせください。

また、その後、子育てアプリについても住民福祉部長の考えをお聞かせください。

次に、がん対策取り組みについてお聞きをいたします。

1981年以降、日本人の死因で最も多いのががんで、今や国民の2人に1人が人生のうち何らかのがんにかかる時代です。日本人の罹患数は、男性の第1位は胃がん、第2位は肺がん、第3位は前立腺がんの順で、女性の場合は第1位は乳がん、2位が胃がん、3位が大腸がんの順でございます。その中で、胃がんの罹患数は、男性は約9万人で、女性は3万4,000人で、男性は女性の3倍以上となり、男性にとっては大変な病気でございます。

2006年にがん対策基本法が制定され、2007年の第1期のがん対策推進基本計画では、初期段階から緩和ケアの実施、放射線治療の普及など、また、2012年の第2期基本計画では、働く世代や子どものがん対策が盛り込まれ、現在に至っております。その結果、一、二割だった検診率は、この10年で三、四割に向上しております。そして、昨年10月に第3期がん対策推進基本計画、2017年から22年度が閣議で了承し、決定されました。今回の第3期がん対策は、がん予防を第1の柱に据え、禁煙や生活習慣の改善、検診率の向上、感染症対策などによるリ

スク軽減と早期発見を掲げました。新たに、「がんを知り、がんの克服を目指す」をスローガンに、予防、医療の充実、共生を3本柱としました。この中で、予防では検診受診率の目標を50%、また、共生ではがん教育、知識の普及啓発が挙げられております。そして、最も重要な1次予防で成人喫煙率12%以下の目標を維持し、新たに、妊娠中の喫煙をなくす、2次予防では自治体が行うがん検診受診率50%などが定められております。

そこでお聞きいたします。

本町もがん検診受診率を上げるためにいろいろと対策を立てておられますが、受診率向上のためどのような対策を立て、その結果、現状をお聞かせください。

また、共生で、今回、がん教育並びに知識の普及啓発が挙げられておりますが、どのような対策をなされたのかお聞かせください。

次に、平成29年度一般会計補正予算についてお聞きをいたします。

今回の補正予算は4つの項目で総額2.7兆円で可決されました。主なのが、生産性革命・人づくり革命、災害復旧・防災・減災事業、総合的なTPP等の関連政策大綱実現に向けた施策、その他喫緊の課題等への確保。詳しくはさらにそれぞれの項目の中で適用条件が述べられておりますが、本町においてこの国の平成29年度一般会計補正予算を町民のためにどのように活用されたのか、具体例にてお答えをください。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 8番、古立議員の第1番目、「SNSの活用について」のご質問にお答えいたします。

SNS、ソーシャル・ネットワーク・サービスは、若年層、中年層を中心に普及しており、新たな広報手段として積極的に活用していくべきとの考えは、本町も全く同じ思いでございます。

本町におきましても、SNSの中でも全ての年代で利用率が高いフェイスブックを活用し、町の施策や出来事、お知らせなどをタイムリーにお伝えできるよう効果的な情報発信に取り組んでおり、今後も、本町をより身近に感じていただけるよう、

インスタグラムも含めSNSを活用して効果的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、議員もお述べのとおり、政府では、本年1月のeガバメント閣僚会議で、横断的な施策による行政サービス改革の推進のためのデジタル・ガバメント実行計画を決定されました。

この実行計画の具体的な取り組みとしては、各種手続のオンライン原則の徹底等、行政サービスの100%デジタル化、ニーズの把握と迅速な公開等、行政保有データの100%オープン化、行政データ連携標準の策定等、デジタル改革の基盤整備とされております。

現在、本町におきましては、7市町の自治体クラウド共同化による基幹システムの運用、また、こども未来課、人事課におきましては、電子自治体共同運営システム（e古都なら）を活用し、インターネットを利用してパソコンや携帯電話から各種申請・届け出ができるサービス（電子申請サービス）や、生涯教育課におきましては、公共施設の空き状況の照会や予約申し込みができるサービス（施設予約サービス）を活用することで、簡単で便利な行政サービスの提供を行っております。

しかしながら、現状では、それぞれの業務担当課におきまして個別のサービスとして実施されており、今後、行政サービスのデジタル化に向けた業務改革、システム改革を推進していく体制づくりが求められてくるものと考えております。

そこで、お尋ねのネット活用の専門担当者や担当部署の設置についてでございますが、今現在は財政課のシステム情報係が情報化施策を統括しておりますことから、当面は、システム情報係が中心となって、各課のサービスと並行しながら、インターネットを利用した行政サービスの対応に取り組んでいきたいと考えております。

今後、IT社会や政府の方針にも沿って、インターネットを利用した行政サービスの対応について全庁的、横断的に統括できるよう、システム情報係の拡充を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 引き続き、第1番目、「SNSの活用について」のご質

問にお答えをいたします。

本町の小・中学校におけるいじめに関する相談体制につきましては、各学校においては学級担任及び学年主任等が相談に当たっております。

また、中学校では、子ども人権110番などの連絡先カードを配布しており、小学校でも相談機関に封書で相談ができるチラシを配布するなど、学校以外の相談機関の紹介も行っています。

さらに、青垣生涯学習センターでは、やすらぎ相談室を開設し、小・中学生や保護者からのいじめ及び不登校に関する相談に、臨床心理士または社会教育指導員が面談または電話で対応しているところでございます。

議員お述べのSNSを活用した相談体制につきましては、奈良県教育委員会が、今年度から来年度にかけて、県立高校のうち数校をモデル校として試験的に運用されているところで、今後、その成果と課題を検証して、小・中学校への運用も考えておられるとのことですので、この動向に注視するとともに、近隣市町村の情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 引き続き、第1番目、SNSの活用についてのご質問にお答えいたします。

子育てアプリは、スマートフォンに専用のアプリケーションをダウンロードすることにより、自治体からの子育て支援に関する情報を閲覧できるほか、利用者自身が児童の成長を記録したり、予防接種のスケジュール管理等を比較的簡単に行えるなど、子育てする親にとって便利な機能を有するものと認識しております。

子育てアプリの導入につきましては、アプリケーション自体が各事業者の独自開発によるもので種類もさまざまであること、転出時には利用できなくなることや、国のマイナンバーを活用した母子健康情報サービスの動向など、ウェブサービスにおける課題もございます。

しかしながら、本町といたしましても、子育てアプリは子育て世代への情報提供サービスの手段の一つとして便利であると考え、研究しているところであり、前向

きに考えております。

続きまして、第2番目、「がん対策の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

本町のがん検診は、集団検診で胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんの5種類の検診を今年度は年間9回行っています。うち、特定健診との同日実施1回、土曜日実施を3回行いました。また、個別検診では、子宮がん、乳がん検診を県内指定医療機関で、胃内視鏡検診を今年度より健康づくりセンター、国保中央病院に委託して実施しており、町の広報紙やホームページ等で周知しております。

また、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（コール・リコール事業）として、子宮がん検診、乳がん検診の初年度の受診対象者、子宮がん検診は21歳、乳がん検診は41歳に対して無料クーポン券を5月末ごろに郵送し、未受診者には10月に再受診勧奨を郵送しております。

また、毎年4月下旬に、40歳、45歳、50歳の方のがん検診の受診勧奨を行い、大腸がん検診の未受診者に対して9月に再受診勧奨を行っています。

さらに、先月初旬に精密検査未受診者に対し、受診勧奨を行っています。

受診勧奨、再勧奨の通知には、がん検診の重要性や料金のメリット等を記載し、精密検査対象者への通知には、精密検査を受ける重要性についてのチラシを同封し、特定健診及び後期高齢者のための健康診査対象者に対する通知時にも、がん検診のPRチラシを同封しております。

禁煙についてのPRは、がん検診時に禁煙支援のリーフレットの配布や、町広報5月号において禁煙に関する特集記事を掲載しています。

このような対策は行っておりますが、受診率は余り上がっていないのが現状であります。

今後も、がん検診率向上のために、コール・リコール事業や町の広報紙やホームページ等で広く周知し、その他の方法等も調査・研究し、がん教育、知識の普及等も啓発していきたいと考えておりますし、また、受診しやすい環境づくりのため、大腸がんの個別検診を実施いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

(総務部長 持田尚顕君 登壇)

○総務部長(持田尚顕君) 続きます、第3番目、「平成29年度一般会計補正予算について」のご質問にお答えいたします。

国の補正予算については、県を通じ情報の把握をいたします。既に事業計画について協議等を行っている補助メニューに係るものについては、特に県から確認があるところです。

このほか、本町の事業担当部署に照会等があり、関係のある項目を各部署で検討いたしましたところです。

主なものについては、人づくり革命における子育て安心プランの前倒しのための保育の受け皿整備に該当するものとして小規模保育事業所整備事業がありますが、平成30年度国の予算の対象として当初予算で計上しております。

また、保育士の業務負担軽減を図る保育所等におけるICT化推進事業や、午睡中などに発生しやすい重大事故を防止するための備品購入を補助する保育所等における事故防止推進事業については該当がありませんでした。

次に、防災・減災事業では、自然災害リスク回避等のための防災・減災対策で、豪雨等での水害リスク低減を目的に、田んぼダム推進のための地籍調査事業281万円を補正予算に計上しております。

このほか、今年度の台風等により、のり面崩落、冠水などの交通の支障発生事例を踏まえ、防災・減災に資する施策が対象事業となりますが、該当がありませんでした。

また、学校施設等の防災・減災対策では、幼稚園園舎の耐震工事が対象になりますが、同時施工予定の老朽及びエコ改修が対象にならないことから、平成30年度国の予算の対象として当初予算に計上しております。

次に、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策のうち、農地のさらなる大区画化や農業農村整備については、実施主体は国、県となっております。

農産物の産地パワーアップ事業等は一定の達成条件があり、本町での対象事業はありません。

次に、その他喫緊の課題等への対応では、該当する事業がありませんでした。

国の補正予算の活用を検討したところですが、平成30年度での補助対象とした

ことや、対象要件などで該当する事業が少なかったところです。

今後におきましても、国、県補助金の活用に留意し、財政負担の軽減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 古立議員。

○8番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

まず最初に、SNSの活用についてそれぞれの部署にお聞きいたしました。いじめ対策、また子育て支援の分に関してお聞きいたしました。特にいじめ対策は、先ほど述べましたように相当効果があるみたいで、子どもたちが直接自分の名前や顔を出しては言いにくいというケースがございますので、それをカバーするにはやはりSNSを利用したこれが一番だろうと思います。そこでその子たちの情報を的確に捉えていくという意味では、ぜひともこのアプリ、ネット、SNSを活用して導入していただきたいと考えております。

また、今、お母さん方が非常に子育てに対して不安感を持っておられます。これはもうご承知だと思います。それを相談できるところが非常に少ない。今、町にも訪問されておられると思うんですけども、そこでも言いにくいことがやっぱり出てきておりますので、緊急を要するときそのアプリで対応していくということがありますので、そこら辺を含めて、今後、町として1つのこういう情報を把握できる部署を持って、どこが一番活用したらいいのかということがこれから大事になってくると思いますので、ぜひともその辺での新しい担当部署、今、システム情報係でとりあえず当面は持たれるということなんですけれども、今後、早急にこの辺の体制を整えていきたいということで、その辺の担当部署、どう考えておられるのか再度お聞きしたいと思います。

それと、先ほど教育委員会のほうに述べていただきましたいじめの対策の件にしましても、やはり非常に効果がございますので、待っていては、子どもたちの命にかかわることがございますので早急にしてほしいんですけども、現状の、先生等ではなかなか対応できない、今の子どもの悩みは。だから、教育委員会のどこかの1カ所の部署で専門の方が対応していくということをしていただきたいと思いますので、その辺をどう考えておられるのか。学校では余り対応しない、相談しない。

しないということはないですけれども、相談はまずネットでやって、そこから学校へ持っていくというやり方に関してはどう考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、3月5日の奈良新聞に出たんですけれども、アプリで子育て応援ということで、母子健康手帳を補完するというので、これはいち早く大和郡山がこのアプリを導入しているんですね。現在では五條市、御所市、広陵町、吉野町がこのアプリの導入をしているということでございます。これはNTTドコモがやっておられるので、費用は無料だそうです。こんな情報を入れるには、それぞれの部署ではなくて町として一括したところでやらないとなかなかその情報は入ってこないと思いますので、その辺のことをどう考えておられるのか、ちょっとまたお答えしていただきたいと思います。

次に、がん対策なんですけれども、第3期がん対策は大きくはやはり予防にかかってきていると思うんですね。現在検診は、先ほど5つ述べていただいたんですけれども、全部やっていたらいいんですけれども、その中で、述べましたように一番死亡率が高いのは胃がんでございます。だから、とりあえず平面的に対応されておられると思うんですけれども、一番効果が出るのは一番がんにかかっているのをまず先行してやっていくことが大事でございますので、胃がんに対して、確かに内視鏡を投入されましたけれども、どのように取り組むのかということをお聞きしたいと思います。

それと、補正予算の件なんですけれども、防災のほうで結構補正予算が入っていたんですけれども、考え方なんですけれども、防災施設のところで、体育館が避難所なんですけれども、その体育館に扇風機や暖房器具がないということで、これを今回の補正予算で購入することができるんですね。置いておくことができると。こういうことをすぐされたほうが防災に関しては非常にいいと、ぜひともそういう情報を的確に取り入れてやっていただきたいと思いますので、これは前もってある程度申請しておかなければならないということもあると思うんですけれども、こういう情報を、もっと上手に該当させるようにしていただきたいと思うんですけれども、どのように、補正予算等の情報を集められておられるのか、また集めることに対してどのように対策を立てておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますのでよ

ろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 今後の情報化の専門部署についてどう考えているのかというご質問でございます。本町といたしましても、第4次総合計画の中で、行財政運営というところで、住民の利便性向上と業務の効率化など、情報化の推進を取り組み施策の一つとさせていただいております。

また、新しい第5次行政改革大綱の中でも、業務の推進に当たりましては、業務プロセスの抜本的な改革を検討する中で、ICTを活用した業務の効率化、それから住民サービスの向上が位置づけられているところでございます。

また、業務システムの運用コスト圧縮のためには、さらなるシステムの共同化、それからクラウド化の推進が必要とされております。

もちろん、町政情報の発信力の強化や行政情報の公開に向けたシステム設計等も必要になってくると考えております。

そこで、これらの取り組みの中心となります財政課のシステム情報係の拡充を行い取り組んでいきたいと考えておりますが、情報をしっかりと収集いたしまして必要に応じた機能の充実が行えるよう検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） いじめ対策アプリにつきましては、議員お述べのとおり、身近で手軽に相談ができ、いじめる側、いじめられる側以外の第三者の生徒が行動を起こせる、生徒がいじめを匿名で相談、通報できるといった利点があり、これまで学校で行っておりますいじめに関する相談体制とあわせて活用することにより、非常に効果的なものであると考えております。

しかしながら、SNSを活用した相談体制の構築に向けた取り組みは始まったばかりであり、実現には、緊急時の対応、例えば自殺をほのめかす等の相談で地域が特定できない場合などがあり、また時間外に相談が来た場合の対応など、幾つかの課題も存在するようでございます。先ほども申し上げましたように、県教育委員会が2カ年にわたって試験的に運用検証しておりますので、その情報収集に努めてま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 国の補正予算の関係のご質問でお答えを申し上げます。

国の補正予算の規模、今回2兆7,000億となったところで、その中でも防災、災害普及が約1兆2,500億という大きなボリュームを占めております。その中で、特に災害復旧のものと、それから防災・減災に分かれるところでございますが、おっしゃっているように防災・減災でも9,000億というボリュームがございます。その中で特に大きいのは学校施設、それから中小河川の点検というところが大きなボリュームを占めております。また、おっしゃっていただきました体育館の扇風機の購入も補助の対象になるということでございますが、その辺ちょっと検討が遅れたということもございます。国の補正予算の情報は県を通じて、事業を事前に出しているところは確認が来ますし、それ以外のところも担当部署にまいります。そういう国の情報についてはより一層情報収集に努めてまいり、国、県補助金の確保を考えてまいりたいということでございます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 胃がんの関係について回答させていただきます。

議員お述べのとおり、がん検診につきましては5つの検診を行っているわけなんですけれども、平成29年度、まだ終わっておりませんけれども、見込みとしまして、胃がんについては、受診率がかなり低い形となっております。こういったことを受けまして、今後、町広報紙によってもうちょっと回数増やすなど周知を行う、また、何か機会があればがん検診を受けることの大切さというのを広報してまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、子育てアプリ等についてでございますが、奈良県でも子育てアプリを入れておられる市町村は増えてきております。一方、子育てアプリでなくて自治体アプリという形で、例えばごみの収集であれば、この地域はごみ収集いついつですよということでプッシュ通信で入ってくるというシステムも今出てきております。ですので、本町といたしましても、できれば子育てだけでなく自

治体アプリという形で、広報紙と連携するなりホームページと連携した形で入れられないかということは今検討させていただいております。

また、先ほど総務部長申しあげました国の補正予算についてでございますが、やはり準備をしておいて、いざとなったときにすぐ出せるように計画を常にとっておかないといけないということでございますので、今後も、その準備段階でできるだけ数多くの計画を持ち、補正予算が出てきた段階で出せるように準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 古立議員。

○8番（古立憲昭君） ありがとうございます。

SNSに関しては、本当に活用によっては非常に住民さんに喜んでいただけると思いますので、ぜひともしていただきたいと思います。

そしてちょっと気になったのが、県が2年ほどかけていじめに関して調査されると言っておられたんですけども、やっぱり2年もたつてくるといろんなことが起こって来ますので、そんなこと関係なしに、どうか行政のほうが、町長が先頭立って、自治体のアプリですか、これをやっぱりやっていただきたいと思っておりますので、その辺のところ、よろしく願います。答弁は結構です。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、8番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、2番、山田議員。

（2番 山田英二君 登壇）

○2番（山田英二君） 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

防災関連につきましては、その重要性から当議会でも幾度となく一般質問が行われているところであります。町では、平成29年度から安心して暮らせる田原本のさらなる推進及び防災力の強化を目的として、防災課が新設されたところであります。

近年、想定を上回る気象現象が頻繁に発生する中、防災を専門に所管する課が設置されたことは、災害等に備え、迅速かつ的確な対策、施策の推進が図られ、総合的な危機管理体制の構築につながるものと大いに期待するところであります。

そこで、まず第1点目といたしまして、防災課の取り組みについて質問します。

平成29年3月に策定された田原本町第4次総合計画第4章では、地域防災体制の強化が施策として掲げられ、その主な取り組みとして、防災計画の整備、危機管理体制の強化、地域防災対策の推進が掲げられています。

私は、地域防災力の向上には、PDCAサイクルを回して防災機能を高めながら、実践的な行動へと結びつけることが重要と考えますが、新設の防災課では、今年度発生した台風21号といった自然災害に直面し、担当課として災害対応に取り組まれたわけですが、それをどのように検証、評価され、次年度以降、どのような改善を考えておられますか、御答弁願います。

次に、2点目の質問です。予備動員の状況についてお聞きします。

町防災計画では、「町は、迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する」とし、職員の動員区分として予備動員が規定され、5班体制で部長級1名以上を含む30名程度の輪番制とし、状況により出動班を増やすとされています。現在の編成状況として、30名程度の予備動員が適正に確保されている状況ですか、御答弁願います。

最後に、ライフライン施設の防災体制の現状についてお聞きします。

町防災計画では、ライフライン施設等の災害予防対策の推進として、「町及びライフライン施設の管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災機能強化を図る」とされていますが、当該施設の防災体制を行うため施設の防災体制の現状をお聞きします。

質問は以上です。

なお、再質問は自席からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 2番、山田議員の「防災関連について」のご質問にお答えいたします。

まず、防災課の取り組みにつきましては、今年度から、安心して暮らせる田原本のさらなる推進及び防災力の強化を図るため、防災所管の部署を係から課単位の組

織となったところです。

所掌事務の主なものは、消防、防災及び国民保護に関すること、交通安全に関すること、防犯に関することなどです。

防災での主な取り組みとしては、住民目線による危険箇所や地域独自の情報を加えた住民参加型ハザードマップ構築や災害発生時の避難所の把握や罹災証明の発行など、住民支援業務を行う被災者支援システムの構築等を進めているところです。

また、自主防災組織やボランティア団体からの依頼により、防災に関する出前講座の実施や広報たわらもとに、「いまやろう防災アクション」と題したコラムを掲載し、啓発に努めています。

さらに、防災訓練を隔年から毎年の実施とし、危機意識の向上に努めております。加えて、来年度は奈良県総合防災訓練を本町と共催で行う予定であり、防災関係機関の連携を深めるとともに、防災意識の向上に努めてまいります。

また、住民が楽しみながら防災意識を高めることができるよう、防災フェスティバルを開催してまいります。

昨年10月の台風21号により、24時間降水量が観測史上最多の214ミリ余りとなり、内水氾濫により床上・床下浸水被害が発生したところです。当日は、冠水が進むにつれ土のうの要請が集中し、対応が追いつかない状況にもなったことから、浸水しやすい自治会に事前配布を行う体制づくりを進めてまいります。

また、避難勧告等の判断基準や時期、指定避難所の検討、洪水や内水氾濫時における一時的な緊急避難場所を明確にするなど、地域防災計画の見直しを進めてまいります。

また、場所によっては防災行政無線の内容が聞き取れない場合もあり、これを補完すべく、電話のフリーダイヤルで放送内容が確認できることをさらに周知すべく、全戸にマグネットシートを配布したところです。

また、安心安全メールの運用を開始し、登録された方の携帯電話、パソコンに、気象警報情報、地震情報、避難情報等を配信するもので、情報伝達手段を追加したところです。

次に、職員の動員体制は、災害が発生した状況または発生すると予測される状況に応じて体制を整えるもので、1号動員は主査以上全職員、2号動員は全職員とな

っています。予備動員は1号動員に至るまでの予備体制で、気象警報が発令されたときや町域に震度4または震度5弱の地震が発生したときに、5班体制の輪番により情報の収集や把握、河川巡視などを行っています。

班の人員の割り振りについては、役職の配置や同一部署が集中しないこと、町内・町外在住などに留意し、本年度は防災課の職員を含め1班当たり25名程度で構成をしております。

予備動員の出動は、本年度は気象警報が発令が6回で、延べ10班が出動し、昨年度は気象警報発令が7回で、延べ9班が出動しており、この体制で対応が可能でありました。

また、本町のライフライン施設としての上水道、下水道施設の防災体制の現状につきましても、予備動員の各班における上下水道職員が対応しており、必要に応じ配水ポンプや各計装機器など水道施設場内の巡視、マンホールポンプや工事現場の巡回などを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 山田議員。

○2番（山田英二君） ご答弁どうもありがとうございます。

主な取り組みとして、住民参加型ハザードマップ及び被災者支援システムの構築事業、防災に関する出前講座の実施、毎年実施するとした防災訓練など、いつ誰にでも起こり得る災害による被害を少しでも軽減が期待できる取り組みをやっているというご説明をいただきました。

さて、私たちは東日本大震災以降、皮肉にも災害や防災について関心が高くなったというのがあると思います。どこか遠くの事象に思っていた自然災害が、いつ自分に降りかかってきても不思議ではない、そういうふうにならざるを得ないようになりました。でも、実際災害があった場合、どうすればいいのか、どう行動すれば被害を最小限にとどめることができるのか、災害への備えはとても重要なことでもあります。

そこで2回目の質問ですが、本町におきましても、過去の事例に基づきまして、直近では昨年10月、台風21号による被害が発生したところでありますが、この台風被害に際し、どのように検証し、何を課題とし、どのような改善策を構築され

ようとしているのか、具体的にお示しいただけたらなと思います。ご答弁では、土のうを浸水しやすい自治会に事前配布を行う体制づくりなどをご答弁いただいておりますが、浸水箇所は先ほど村上議員の質問にもあったように常に同じ地域のように思えますが、その地域に対し何か抜本的な改善策等計画しておられるようでしたらお聞きしたいと思います。

次に、予備動員体制について再度お聞きします。気象警報発令時、予備動員体制での対応となるわけですが、現在、25名程度の体制で、そして対応は可能であったとご答弁いただきましたが、25名体制で対応として問題はなかったかどうか。職員数はこれから減少していく傾向にあります、その中でそろそろ見直しの時期ではないのかとは私は思いますが、お考えをお聞かせください。

最後に、ライフライン施設の防災体制の現状について再度お聞きします。予備動員の各班の上下水道職員が対応云々と先ほどご答弁いただきました。気象警報発令時、上下水道職員は上水道、下水道施設にて待機していただいている状況であると理解してよろしいでしょうか。それで間違いないですか、ちょっとご答弁願います。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、昨年の台風21号の状況で、今後どのような体制を考えるのかということですが、まず、今回、河川の上昇がありまして、避難の準備情報というのも出したところですが、そういった避難情報のタイミングをどういった形で行うのかということも新たな課題でございます。

それから、自主防災組織との連携も図っていく必要もございまして、また、避難所におきまして、例えば自治会の公民館をお使いいただくということも防災計画の中にもうたわれておりますので、そういったところの機能を考えていきたいというところがございます。

ハード系につきまして、また所管のほうから答弁をさせていただきます。

次に、予備動員は25名ということですが、気象警報の発令時、地震の一定の規模におきまして25名が出ております。この人数で可能かどうかということなんですが、対応ができない場合は次の班、例えば25名の次の班の25名を足し

て50名体制という対応を考えておりますが、最近まではおのこの1班体制で対応はできておったというところでございます。前回の台風の時につきましては予備動員で対応しましたけれども、1号動員、対策本部の対応という形の流れてございます。人数の見直しについては、当然検討もしてまいりたいと考えております。

それから、ライフラインの防災の関係でございますが、気象警報の発令時、予備動員の時につきましては、上下水道の職員がおおむね2名から3名、予備動員の体制の中におります。巡回等必要があれば上下水道の施設に常駐をするという対応になってございます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 都市部の浸水常襲地域に関しましては、平成31年度以降に西竹田雨水調整池や阪手3池の整備を進める予定をしております。流域貯留対策につきまして、一層その推進を進めてまいりたいと考えております。その中で、常襲地域の上流部になりますが、空き地や公共用地の利用をいたしまして、現在ある社会福祉協議会や文化財保存課の駐車場、それと阪手新池西側の県営水道敷地などの利用を含めた形で、今現在、県と協議を行っており、寺川東側の浸水常襲地域の県の降雨流出解析を参考にして検討していく予定でございます。さらに、先ほども言いましたが、住宅開発でございますが、開発指導要綱に大和川流域の総合治水対策協議会の指針にのっとり業者のほうに開発指導を行っております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 山田議員。

○2番（山田英二君） ご答弁ありがとうございます。

常に水害があるところについて検討していただいているということですが、それは大体計画的には何年後とか、はっきり今現在では言えない状況でしょうか。今、検討段階とおっしゃいましたが。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 現在、奈良県におきまして、寺川から東側に関しましては2工区で今年度と来年度と再来年度とその次の年で2つの工区に分けて流出

解析しております。その流出解析によってどのエリア、例えば小阪と阪手の間のところの浸水する上流が降雨50ミリ以上というような局地的に降った場合、どこに対してどういう策をしていくかというその流出解析の答えが出ないと、町のほうで勝手に事業を進めた場合にそれが無駄になってしまうということがありますので、その流出解析を参考にして県と一緒に災害防止に努めたいと考えております。

(「去年やおととしから始まったことと違って、前々からあることですよね。ひとり言、ごめんなさい」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、2番、山田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、梶木議員。

(1番 梶木裕文君 登壇)

○1番(梶木裕文君) 議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。

1、子育ての願いをかなえるまちづくりについて。

地域における子育て支援の充実について質問いたします。

第4次総合計画では、地域における子育て支援の充実の課題として、多様化する子育てニーズに対応できるきめ細やかな子育て支援に向けては、行政だけでなく地域一体となった子育て支援の充実を図る、子どものいる世帯、特に多子世帯の子育ての経済的負担の軽減や、共働き家庭の事情に応じた保育環境の充実を図る、若い世代がみずからの希望に基づき結婚し、子どもを産み育てることができるような社会の充実に向け、各種支援の充実を図るとおっしゃっております。

また、子育ての経済的負担の軽減の中での方針として、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとおっしゃっており、子育てアンケートにおいて、望ましい子育て支援施策については、就学前児童の保護者の約68%、小学生の保護者の約70%が、子育てにおける経済的負担の軽減を上げていて、最も高い数値になっています。

主な取り組みの中で、就学支援の充実の内容といたしまして、公立小・中学校の保護者の経済的負担を軽減するための施策を実施するとおっしゃっております。

この世代の子どもを持つ親御さんは本当にイベントが盛りだくさんで、中でも特に中学校に上がる時の入学前に係る費用がとても大変だと聞いております。1人

でも子育てが大変な中、兄弟姉妹がいる場合は2倍、3倍の出費になり、家計への圧迫はかなりのものとなっているのが現状です。入学前にそろえなくてはならないものは、制服一式で冬・夏服上下、ベルト、リボン、シャツ、靴、靴下、通学かばんにジャージ、体操服、上履き、体育館履き、それ以外にも自転車通学の方には自転車も要る、入学後には修学旅行の積み立てやP T Aの会費に教材費などがかかってくる、また、クラブに入部すると、それに必要な道具や服装が必要になって出費が重なり、本当に大変だと思います。特にこの時期の子どもは体の成長が早く、買い替えが必要になるケースが多く、かなりの負担になりさらに家計を圧迫します。

そういった経済的負担を少しでも軽減しようと、全国各地で親の経済的負担軽減対策の一つといたしまして、学生服リユース事業の取り組みが行われております。全ての子どもたちが安心して学習に打ち込めるよう、子ども就学支援の一環として、眠っている学生服、まだまだ利用できる学用品などを無償で提供していただき、必要な人に再利用していただく学生服のリユース事業です。

ここで、子育てにおける経済的負担の軽減策といたしまして、全国各地で活動している取り組みを紹介させていただきます。

福岡県の福岡市内の中学校ではP T Aが中心となって制服を融通し合う取り組みが行われていて、入学説明会やバザー、合唱コンクールなど、制服の購入時期前に行われる行事でお譲り会などの機会を設けていて、学校を通じてプリントを配布し、小さくなった制服、体操服、ジャージなど、新入生だけでなくお譲り会に出品しています。

福岡県の古賀市では、市の教育委員会が制服を集めて、不要になった中学校の制服を必要な人に譲っていくシステムを取り入れたり、秋田県の大館市では、家庭で不要になった中学校、高校の制服、かばんを無償で回収して、必要とする人へ無償で提供するリユース事業を実施し、市民が家で眠っていた制服などを持ち込み、制服や部活動の道具などで出費がかさむ子育て世帯の家計を支援しようと取り組み、そしてアンケート調査を行い、ニーズ等を把握しながら対象を広げて実施し、また、宮崎県の高鍋町社会福祉協議会では、中古の学生服を地域で有効活用できる仕組みをつくり、子育て世帯を応援しようとリユース学生服事業をスタートさせ、着ることがなくなった制服を無償で引き取り、必要とする町内の現役中・高生に1点300

円で提供し、不要になった制服を保管している一般家庭に協力を呼びかけたりと、教育に係る費用を少しでも減らそうと全国各地で子育ての経済的負担の軽減策の取り組みが行われております。成長が見られる時期だからこそ、このような取り組みが必要と思います。

行政・学校・PTA・保護者会・自治会等で制服を譲り合う地域ネットワークをつくり、教材も使えるものは譲り合う、制服は卒業生から新入生へ譲り合う、物を大切に使う、使えるものは長く使い続ける。最も重要な人間教育だと思います。運動クラブのユニフォーム、用具も卒業生から新入生へ譲り合う。私は、そのような譲り合う文化を育てるべきだと思います。誰かのためにできることを地域全体で考えられるような仕組みをつくっていくことがとても大事なことだと思います。

そこで質問いたします。

子育ての経済的負担の軽減の中の町立幼・小・中学校の保護者の経済的負担を軽減するための施策といたしまして、町はどのような取り組みをされておられるのかお示してください。

続きまして、清掃工場跡地について質問いたします。

昨年、第4回定例会で質問いたしました清掃工場跡地の活用について再度お聞きいたします。

現在、清掃工場跡地検討委員会において、その跡地活用について検討がなされていると思います。委員の方にお聞きした話ですと、30年度中には基本計画を完成させると伺っております。

前回の答弁の中では、検討委員会で、住民に喜んでいただける施設、役に立つ施設を考えていきたい、ふだんはスポーツ等ができる多目的な場所にしてほしいという町民の意見や、これから田原本町を担っていく若い世代や町民の皆様がどのように思っているかを聞く機会を持ってほしい、隣接する体育館などの施設も含め活用を考えてほしい、小・中学校の安全教育の中で防災に関する意識を高められる体験ができるような施設をつくってほしいという意見が出ていると、そして町はそのような意見を参考に活用方法を検討していきたいとおっしゃっております。

そこで質問いたします。

ふだんは地域住民に喜んでいただける施設にしてほしいとおっしゃっておられ

ますが、住民に、今の段階で、どのように喜んでもらえる施設の考案があるのか、あれば具体的に回答していただきたい。

そして、今までの期間中に、田原本町を担っていく若い世代や町民の皆様の意見を何回聞いたのか、どのような意見を聞く機会を設けられたのか、そしてどのような募集方法をとってこられたのか、また、この跡地利用について検討していることを町民の方がどれくらい知っておられるのかお示してください。

あわせて、前回清掃工場解体後の地質調査の件で答弁いただきましたときの考えにお変わりはございませんか、回答願います。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 1番、梶木議員の第1番目、「子育ての願いをかなえるまちづくりについて」のご質問にお答えをいたします。

地域における子育て支援の充実について、町立幼稚園、小・中学校の保護者の経済的負担を軽減するための町の取り組みについてのお尋ねですが、学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされております。

本町でも、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、収入が一定の基準以下であるなど、経済的に就学が困難と認定した児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費等について一定の援助を行っております。

また、就学助成制度の支給項目のうち新入学学用品費については、保護者の負担軽減のためにも、来年度の新入学生から希望者には支給を入学前に前倒ししたところでございます。

次に、幼稚園につきましても、国の基準では、保護者の所得の低い順から5つの階層を設け保育料を定めておりますが、本町では、第3階層以上には上限を設け、保育料を一律6,300円としており、多子世帯やひとり親世帯などについては負担軽減措置を設け、また、私立幼稚園に就園している幼児の保護者には所得状況に応じて入園料、保育料を補助するなど、就学前教育についても充実を図っております。

す。

これらのほかにも、保護者の負担を軽減するための取り組みといたしましては、出生児から中学生までを対象とした子ども医療費助成制度などがございます。

また、議員お述べの制服等のリユースについては、本町では主にPTAが中心となってバザーなどに取り組んでいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きまして、第2番目、「清掃工場跡地について」のご質問にお答えいたします。

本町清掃工場の跡地活用につきましては、田原本町清掃工場跡地利用検討委員会の第2回目の会議を去る1月31日に開催し、15名の委員参集のもと、東井上の河川防災ステーションの視察と、現在、解体工事が行われております旧清掃工場の現場確認もあわせて行いました。

本会議の中では、第1回会議で防災機能を有した公園施設の整備についての意見が多く出され、大きな意味での防災公園にとの意見集約がなされたのではないかと考えており、そのほか、町民や地域住民に喜んでいただける施設にとの方向性でも議論が進められました。具体的には、防災用備蓄倉庫や非常用トイレ、独立電源などの必要性や規模などが話し合われました。また、防災時以外の公園や広場としての利活用において、来場者が十分に利用でき、楽しんでいただける施設設備を、例えばボルダリングやフットサル、ローンボウルズ、グラウンドゴルフ、遊歩道など、施設整備の整備についてのご意見が出されました。その他、防災を体験し、学習できる施設という意見も出されました。そして、周辺にある公共施設で、老人福祉センター、やすらぎ体育館、やすらぎ公園や水道施設用地も含めた周辺地域全体のまちづくりとして計画する必要性もあると意見がありました。

委員会でもいただきましたご意見を集約いたしまして、現在、町のホームページに掲載させていただいております。そして、広く住民の皆様からいただいたご意見を検討委員会で検証し、具体案が出た段階でホームページなどにより公表してまいりたいと考えております。

次に、解体後の地質調査につきましては、前回定例会の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、本解体工事では、建物、地中ばり、基礎ぐい、地中埋設管、表層アスファルト、旧清掃工場の構造物を広範囲で掘削撤去した後に、埋め戻しに購入土を用い、砕石等で整地する予定であります。そして、清掃工場が建設された当時、基礎構造物構築のため旧土壌を広範囲で掘削されたと聞いておりますので、解体工事以外での地質調査等の実施は予定しておりません。

旧清掃工場に関する周辺六ヶ大字に関しまして、公害防止協定に基づき清掃工場公害モニター会議を年2回継続して開催しました中で、大気汚染に関しましては公害防止法基準内の数値等の報告を行いました。

なお、解体工事中においてもダイオキシンの飛散防止については細心の注意を払い、調査しながら行う予定であります。

また、環境調査につきましては、平成28年第2回定例会での答弁と同じになりますが、さきの御所市クリーンセンター解体工事に準じた方法で、土壌汚染などの調査を本解体工事完了後、速やかに地元協議の上実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 梶木議員。

○1番（梶木裕文君） 幾つか質問したいのですが、子育てにおける経済的負担の軽減で答弁いただきました。町が取り組んでおられる施策として、就学援助や生活保護世帯や母子父子家庭世帯向けの施策はとても大切な取り組みだと思います。しかし、今の取り組みは、全国各地の市町村、どこでも取り組んでおられる内容だと思います。

全国的な統計を見ると、世の中にはぎりぎりで生活をしている方もたくさんおられると思います。本町としても、子育てアンケートの中で、小学生の保護者の約70%の方が子育てにおける経済的負担の軽減を訴えておられると、そしてそれについて施策の充実に努める必要があると考えておられます。

そこで質問いたします。

先ほど答弁いただきました各種取り組みのほかに、子育てにおける経済的負担の軽減を希望すると訴えておられる小学生を持つ保護者に向けての経済的負担の軽減

策、例えば支援、援助等を受け取ることができず、しかし収入は生活していくのにぎりぎりの世帯に対する方への取り組みなど、町独自の発想でこうした問題に取り組んでおられることがあればお示してください。

続いて、清掃工場跡地活用についての答弁についてですが、ここに先日の委員会で配られました今の計画案の図面があります。今はまだたたき台の段階でございますが、今現在での案では清掃工場の敷地内の中での検討となっています。住民のご意見には、体育館、福祉センター、公園を含めて検討してほしい、町もそのような考えを持っておられるとおっしゃっておられます。しかし、このたたき台の計画案の段階では、清掃工場の敷地内の中での検討となっています。

まず、検討する段階で図面にするのなら敷地全体での計画案の図面を出してから議論して進めていくのが順序ではないでしょうか。この資料のように清掃工場敷地内だけの計画図面を出されると、この中から議論をしなくてはならず、委員会においても委員から活発な意見を望めないように思えます。今、ホームページ上でもここだけとなっています。こうした現状から考えると、具体案が決まってから町民の意見を聞いているようでは遅いんじゃないかと思います。手順が逆のように思います。

そこで質問いたします。

これから約1年間で基本計画を完成させたいとおっしゃっておられますが、今後、この間に何回検討委員会を開催されるのか、そしてこれから公園、体育館、福祉センターを含めた全体での計画を進めていく考えはありますかお示してください。

また、1つ目の質問で、跡地利用について検討していることを町民の方がどれぐらい知っているのかという質問に対して答弁いただけていないと思います。あわせてお聞かせください。

そして、地質調査についてですが、前回とほとんど同じ答弁で残念です。前回の答弁を振り返りますと、清掃工場建設当時に広範囲で掘削されていると聞いている、建設当時埋設されているごみの問題は多分地元説明会で説明している、清掃工場を解体する予定のところにはごみがないと考えている、ピットの問題は、産業廃棄物的なものは多分その部分に関しては撤去されたと思うなど、答弁はあくまで想像であって、何一つしっかりと検証して確信を持ったものではありません。

そこで質問いたします。

これから次の新しい事業に向かって進むに当たり、町はあくまでも想像のまま、確証を得ないまま次の新規事業に取り組んでいかれるおつもりですか、お示してください。

この場所は今まで何十年もずっと六ヶ大字の皆様にお世話になってきました。これから次の新しい事業に向かって進むに当たり、今のあやふやな状態で地元に戻し次の段階に進むのに対して、今までお世話になってきた六ヶ大字の皆様に悪いとは思わないのですか。

前回の質問の後、私も引き続き自分なりに調べました。地元のご年配の方ともお話をする機会も増え、そこでお話を聞かせていただくと、必ずといっていいほど、前回は質問いたしましたとおり、当時の灰やごみが埋まったままだという意見を多くお聞きし、また清掃工場完成以降にこれまで周りの工事を施工した方に聞きますと、施工中にごみがたくさん出てきて難儀したという話もお聞きいたしました。いま一度町のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 保護者の経済的負担を軽減するための町の取り組みにつきましては、先ほど申し上げました経済的に就学が困難と認定した児童・生徒の保護者等に対し援助いたします就学援助制度などの直接的な制度はございますが、このほか学校、幼稚園においては議員お述べの制服等のリユースなどもやっております。またこのほか、例えば学校では個人で負担する教材は先生が精選し、使用しやすく低価格なものを選ぶようにして集金額をできるだけ抑えるようにしたり、物を大切に使うという観点から子供たちには文房具などを最後まで大切に使うことなどを指導するなど、さまざまな工夫、努力をいただいております。今後、より一層、保護者の声を聞き、保護者の思いに寄り添った対応ができるよう取り組んでいくため、校長会、園長会でも話し合っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 清掃工場の跡地活用につきましては、お配りしたも

のや、ホームページにも載っている図面が清掃工場だけしか載っていないというお話で、大変申しわけございませんでした。検討委員会の中で周辺を踏まえた形で考えていったほうがいいという案が多数出ておりましたので、今の清掃工場の敷地からやすらぎ公園と老人センターを生かす場合、老人センターの場合でしたら今グラウンドゴルフ等がセンターのほうでされていると、その延長をも1つの流れとして、大きな意味で考えていきたいなと考えております。

それと、広報で皆さんのご意見を聞くということですが、一応お聞きさせていただいて、その意見をまた委員会にかけさせていただいて、その委員会での集約を、まとまれば早くなりますが、まとまることがなければ再度また委員会のほうからこういうご意見が出ていますという形で広報をさせていただいて、皆さんのご意見を再度聞くという方向性になると思います。しかし、来年度、その意見を参考にして基本計画は立てていきたいなと考えております。

それと、災害廃棄物に関しましては、その土地を開発するに当たり、3,000平米以上あれば、今埋まっているものに関し地域環境への影響が出る場合は、県への届けが義務づけられております。その中で、今の敷地を考えていけば1,600ぐらいの平米しかありませんので、今現在は奈良県のほうには届けはしない状態で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で事業のほうを進めている流れでございます。

以上でございます。

町民への周知に関しましては今ホームページで掲載しているだけで、特別に広報のほうでも流しておる現状ではございません。

○議長（植田昌孝君） 梶木議員。

○1番（梶木裕文君） まず、子育ての経済的負担の軽減についてですが、結婚して子どもを産み育てるには本当にお金がかかります。初めに紹介させていただきました制服リユースですが、中学校の制服は、私のときもそうでしたが、田原本中学時代の3年間、本当に制服を着る機会が少なかったのを思い出します。ほとんどが体操服での通学でした。私の子どもも数年前まで田原本中学校に3人通っていましたが、そのときも、今もそうですが、体操服での通学がほとんどで、制服は年間数回ぐらいしか着る機会がなく、制服を着ているのを見るのが珍しいぐらいでした。そ

のため、ほとんど制服は傷んでいなくて、卒業後、後輩のお知り合いの方にお譲りしたのを覚えています。逆に、ほとんど体操服で通っていたために体操服が傷むのが早く、すぐに傷んでしまって買いかえなくてはならなくて出費がかさんでいました。制服代が抑えられるとその分、体操服やほかのものにお金を回せられ、少しでも家計の負担を抑えられると思います。制服に限らず、ほかにも家計の負担を抑えられる方法があるはずです。少しでもさまざまな世帯に応じた子育ての家計の負担を減らす取り組みを考えていただきたいと思います。

田原本町独自の経済的負担の軽減策を打ち出し、きめ細やかな気配りを持って住民ニーズに柔軟に対応したサービスを提供していただきたいと思います。そうすると、これから田原本町に住みたい、住み続けたいと思う若い世代が増え、人口減少対策にもつながっていくと思いますし、これからさらに進む高齢社会に向けてそれを支えていくためには若い世代の力が必要です。ぜひ、安心して子育てができるまちづくり、子育て環境の向上を目指し、田原本町にしかない独自の子育て支援政策を考案していただきたいと思います。子育て世代の共働き夫婦から選ばれる田原本を目指していただきたいと思います。これについて答弁は結構です。

そして、地質調査についてですが、解体時に何か出てきたときは、そのときにしっかり対処を行うとおっしゃっておられますが、今の解体工事では何も出てこなくても、次の新たな事業を開始して工事をすると、施工時に貯水槽等を含め掘削する箇所が必ず出てきます。今の工事建物以外の場所を掘削するところが必ずといっていいほど出てくるはずです。その工事中に何か出てきてから、それから行動を起こしては計画は幾らでも遅れてきます。

ことし2月10日の産経新聞では、政府の地震調査委員会が、南海トラフ地震でマグニチュード8から9クラスの巨大地震が30年以内に発生する確率が、今年の70%程度から80%程度にワンランク上がり、本当にいつ巨大地震が起きてもおかしくはなく、しっかりとそのときの備えをしておかないといけない時代に来ています。少しでも早く防災施設を完成させるために、解体工事を進めながら各種調査を並行して進めていくべきだと思います。

何度も同じことを言うようですが、ここの土地全体の地中埋設物の調査はとても重要な問題だと思います。しっかりと地質調査をして、ぜひ事実を確認していただ

きたいと思います。

そして、清掃工場跡地活用についてのご答弁の中で何回開催されるかという答弁は聞いていないと思うんですけども、初めてする事業にはかなりの時間と労力をかけないとよい事業はできないし、町民に喜んでいただける施設、役に立つ施設にはならないと思います。まずは少しでも多くの町民の皆様を知っていただき、そして直接町民の意見を聞く機会をたくさんつくり、たくさん情報を仕入れて計画して進めていくべきだと思います。そして意見を集約して、検討委員会で話し合っていくのが好ましい方向性じゃないかと思います。町も、基本目標の中で、住民とともに実現するまちづくり、住民参加の政策、これからのまちづくりは住民が主体的におっしゃっておられます。

それでは質問いたします。町は、委員会でいただいた意見を集約して町のホームページに掲載し、住民の皆様からいただいた意見を委員会で検証し、具体案ができた段階でホームページで公表していくとおっしゃっておられます。では、実際にホームページに載せてどれぐらいの方に閲覧していただけておられますか。

また、町のホームページでの募集期間が一月となっていますが、この一月間でホームページを見た方、何人が募集してくれると想定しているのですか。そしてホームページ以外の募集方法があればお示してください。本当に今の時点でこのような案になっていると、何か今のままの方向性で進んでいってしまいそうな気がして仕方がありません。

我が町、田原本町は県内で先駆けて、御所市、五條市、田原本町の2市1町で連携を図り、ごみ処理場の建設並びに運用を開始いたしました。聞くところによりますと、私たちの町の取り組みに続き、県内では山辺・県北西部広域環境衛生組合が運営する天理焼却場の移転、新築計画に伴い10市町村での運用が進み、県南部でも町村が横軸連携で焼却施設の整備を検討し始めています。一步早く取り組みが進んだ当町では、ごみ焼却施設の今後のあり方が委員会で検討されていますし、今後、同じように県内でも焼却施設の跡地利用をどうするかと多くの市町村で話し合いが始まるものと思われます。人口構成も少子高齢化が加速していく中で県内で先駆けとなったごみ処理場の取り組みと同じく、旧清掃工場跡地利用についても後に続く多くの市町村が参考にするとと思われます。

私の意見といたしましては、何よりも防災拠点として最新の機能を持ちながら、そして平常時には、田原本町民にとどまらず、近隣市町村、県内からも多くの利用者が集まる多種多様のスポーツができるスポーツレクリエーション施設を考えるべきではないかなと思います。現在、東部には防災センターや青垣があり、中心部には町役場や学校等があります。この西の端に位置する防災拠点を考えるなら、私は、焼却施設に加え、老朽化が進むやすらぎ体育館と福祉施設の解体を行い、公園を含め大きな計画をするべきだと考えます。旧清掃工場の面積は約8,300平米であり、何かするには小さ過ぎると考えます。先ほど言いました全ての土地、公園、体育館、福祉施設、そして旧清掃工場を合わせると約2万3,000平米と広大な土地になります。お金の問題もあって大きな風呂敷を広げてというご意見もあるとは思いますが、私たちのまち田原本町は多くの可能性に挑戦するまちでなければならぬと思います。ぜひすばらしい施設になることを期待しています。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 住民への周知の問題ですが、ホームページのほうでも掲載を月曜日からやっております。その周知が1カ月という、短いというご意見ですが、一応その意見を参考に委員会のほうで考えていただいて、それで新たな変更箇所があればそれをまた練って、ホームページ、広報のほうに載せていって、幅広く住民のほうに周知していきたいと考えています。これはごみの有料化のときもありましたが、ごみの有料化のときの会議に関しましても住民の方、全員の方に知っていただくというような形で、たしか広報のほうで一定期間、結果だけを流させていただいたという経緯がございました。同じような形で進みたい。（「委員会」と呼ぶ者あり）

委員会の回数に関しましては、この委員会で議論される中でどれぐらい必要か、この案でいいのかという結果が出るまで、一応、回数は何回ということとは言えませんが、重ねて会議のほう進めたいと思っています。（「ホームページだけですか。広報には載せているのですか」と呼ぶ者あり）

ごみの有料化の時と同じような形で広報のほうにも載せます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、1番、梶木議員の質問を打ち切ります。

続きまして、13番、松本議員。

(13番 松本美也子君 登壇)

○13番(松本美也子君) 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1項目めといたしまして、子ども医療費の窓口負担軽減についての取り組みについてお尋ねをいたします。

公的医療保険制度では、医療機関の窓口で、就学前が2割、小学生からが3割を自己負担し、残りは保険者が支払われる仕組みになっております。地方自治体が、少子化対策などの観点から、地方単独事業により自己負担分の全部または一部を助成することで、保護者の負担を軽減している市町村も少なくありません。国は、市町村による独自の医療費助成によって増えた医療費分を、市町村が運営する国民健康保険の国庫負担を減額する減額調整措置(ペナルティー)を実施していましたが、2018年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については国保の減額調整を行わないこととされ、その旨について厚生労働省から各都道府県宛てに通知をされたと同っております。窓口で医療費の自己負担分を支払った上で、市区町村に申請をして助成金を受け取る償還払い方式の場合はペナルティーの対象外となることから、奈良県では償還払い方式になっています。

今回の決定事項により、奈良県においても2019年より就学児前の子ども医療費については窓口での負担が軽減される予定と同っております。本町における窓口負担軽減についての取り組みについてのお考えをお聞かせください。

2項目めといたしまして、不登校の児童・生徒の支援の取り組みについてお尋ねをいたします。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が、平成28年12月14日法律第105号として公布されています。この法律は、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としております。法においては、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めることとしています。また、国及び地方公共団体が講じ、ま

たは講ずるよう努めるべき不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する施策及び教育機会の確保等に関するその他の施策等について規定しています。児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。例えばいじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童・生徒の状況に応じた支援を行うことなどの附帯決議が付されています。

文部科学省の調査では、不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因の背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義しています。平成28年度の国公立小・中・高等学校の不登校児童・生徒数は18万人以上であり、中学校では生徒の33人に1人の割合であります。28年度の国公立の奈良県小学校の不登校数は274人、中学校では1,016人となっております。

本町では、町内に通学の児童・生徒の28年度の不登校数は小学校6人、中学校35人と伺っております。さまざまな理由があつて学校に行きづらく、不登校になっている児童・生徒の支援のために、教育委員会を中心に各学校関係者、保護者、住民福祉部、中和福祉、田原本社協、県社協等々関係機関と連携を密にさせていただき、家庭への訪問支援をはじめさまざまな視点からお一人お一人に寄り添つての本人とご家族への支援にきめ細かく対応していただいていることは存じ上げております。

県内には、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた指導、支援を行うため、教育支援センター（適応指導教室）を設置している市町村が12市1町あります。町村においては大淀町1町のみです。学校とは別の場所で教室を開室されて、学習支援や保護者への相談が実施されています。本町においても保護者の方から、あつたらいいのに、近隣の市の適応指導教室に通いたい等々の声もお聞きしております。不登校であっても、学ぶ機会の確保のための支援として、本町においても適応指導教室の設置をお願いしたく質問をさせていただきました。子どもたちの特性を考慮しながら丁寧にご指導いただき、子どもたちが将来、自身の能力を生かす方法を学び、

社会の一員として活躍できるように、そしてどこまでも全ての子どもたちが心身ともに健全に育ち、幸福に生き抜く力、希望の社会を切り開いていく力を育ていくための教育を目指し、関係各位の皆様にお力添えを賜りながら進めていただければと願っております。本町のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 13番、松本議員の「子ども・子育て支援のために」の「不登校の児童生徒の支援の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

まず、本町では、児童・生徒が不登校にならない、させない取り組みとして、いじめ・不登校対策支援員や学校支援員を町費で配置し、学級担任だけでなく、複数の目で子どもたちを見守り、相談を受けられる体制を構築してまいりました。

また、学校配置のスクールカウンセラー以外には、先ほどの古立議員のご質問に対する答弁にもありましたやすらぎ相談室を児童・生徒、保護者の相談窓口として開設しております。

議員お述べのとおり、適応指導教室につきましては県内では12の市と大淀町が開設しております。本町では、今年度から、指導主事が中心となってこれらの視察等に取り組んでいるところでございます。まだ全ての視察が終わったわけではありませんが、それぞれの市町の実情等に応じた規模、形態があり、人員の配置あるいは施設の確保等がなされております。

適応指導教室は、学校に登校できない児童・生徒の学習機会を保障するという面では非常に重要な施策でございますので、今後も、先進地の情報収集に努め、本町の実情に応じた適応指導教室のあり方について調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 引き続き、「子ども・子育て支援のために」の「子ども医療費の窓口負担軽減についての取り組みについて」のご質問にお答えい

たします。

今年度の国の見直しにより、子ども医療費のうち未就学児に限って、国保の減額調整措置が来年度より廃止されることとなりました。

奈良県では、未就学児までを対象とした現物給付方式の導入については、子ども医療費助成事業の実施主体である市町村との合意形成が必要であるとのことから、課題を整理し、認識を共有化するため、勉強会を開催する旨の働きかけが市町村にありました。

これを受けまして、県市長会・町村会の主催により県と各市町村が参加しての勉強会が昨年5月から計4回開催されたものであります。未就学児までに限る子ども医療費の現物給付方式の導入につきましては、実務的な観点から、心身障害者医療費助成事業など他の福祉医療費助成制度で導入しています、窓口で一旦立てかえ払いを行う自動償還方式と、窓口での負担が必要のない現物給付方式との2つの方式が併用となることから、医療機関、市町村及び審査支払い機関での業務処理内容、並びに各市町村をはじめ関係機関に導入されている電算システムの改修や現物給付の実施時期など、諸課題について検討が行われたものです。

また、各市町村長へ子ども医療費助成に係る現物給付方式の導入検討に関するアンケートもあわせて実施されたものであります。

このような経緯を踏まえまして、来年度で各市町村及び国保連合会の電算システムの改修等を行い、平成31年8月診療分から子ども医療費助成の現物給付を実施することで県並びに県内市町村が合意したものであり、本町についても平成31年8月から窓口負担が500円で済む現物給付方式を実施する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 松本議員。

○13番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

1項目めの子ども医療費の窓口負担軽減についての取り組みについてご答弁いただきましたが、再度自席にて質問をさせていただきます。

ただいま部長から平成31年8月診療分から子ども医療費助成の現物給付を実施していただくとの答弁をいただきましたが、子どもと保護者がより安心して医療を受けられるようさらに拡充をしていただき、私といたしましては子ども医療費助成

の現物給付の導入を中学3年生までお願いしたいと存じます。担当課としてのご見解を、ご答弁をお願いいたします。

そして、次に、2項目めの不登校の問題は、進学・進路等、児童・生徒の将来における社会的自立にも深く影響しかねない重要課題と認識をしております。答弁していただきましたとおり、30年度で本町の実情に応じた適応指導教室のあり方について十分に調査、研究を進めていただき、何としても31年度からは本町においても不登校の児童・生徒のための適応指導教室を開室していただきたいと存じます。学校以外での学習場所として、候補地の一つとして宮古の保健センターが望ましいかと考えます。所管の担当課は違いますが、保健センターに関しましては幼児から保護者とともにたびたび健診、予防接種等で訪れている行きなれた、見なれた施設でございます。室内で体操ができる大きなお部屋もございます。

また、適応指導教室では学習の時間の関係から給食が出ないところがほとんどですが、あそこには調理室もございます、家庭科の授業として関係の支援の方々にご協力をいただき、一緒に料理をして一緒に昼食をとることも心通う大事な授業だと考えます。部屋の空き状況等お借りするのに厳しいかもしれませんが、候補地の一つとしてここで提案をさせていただきます。不登校の子どもたちの最終目標である将来の社会的自立のための支援の一つとして、適応指導教室をぜひとも31年度から開室していただきたいと考えますが、担当課のご答弁を再度お願いいたします。

以上、2点の質問に対しての答弁をお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） まず、子ども医療費の窓口負担拡大、拡充についてお答えさせていただきます。現在、県のほうにも確認したところ、今後の拡充について、またペナルティーについては全くの白紙ということでございました。ペナルティーの有無につきましても、今後、田原本町として拡充していくかの判断に影響を与えるもととなりますので、今後も動向を注視してまいりたいと考えております。

また、保健センターの利用につきましてなんですけれども、担当課としまして県との契約のほうを確認しましたところ、保健センターにつきましては現在のところ用途指定されておりますので、現時点ですぐに利用ということにはできないんですけ

れども、もし教育委員会のほうから要望があれば前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 今の答弁にもございましたように、教育委員会といたしましては一番頭を悩ませますのが場所の確保、人員の配置、もうこの2点に尽きるかと思っておりますので、これにつきましても研究を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 松本議員。

○13番（松本美也子君） 教育長、よろしく願いいたします。期待をしております。

福祉部長にもう一点。県の動向に合わすのじゃなくて、本町として独自で、ペナルティーもありますし、県内の医師会との協議も重ねていかないといけないと思うんですけれども、独自で中学3年生までというご覚悟というんですか、それに関してはどうにお考えか、もう一度だけその件で答弁お願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 子ども医療費の助成の拡充についてはいいことだと思うんですけれども、医師会との関係もございまして、その辺、話しできる機会があれば常に話は持って行って、県や他市町村の動向で、そういうふうに進んだときにはおくれることなく、実施できるような形は準備したいとは考えております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、13番、松本議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時16分 散会